

野辺地町障がい者支援計画 (令和6年度～令和8年度)

<案>

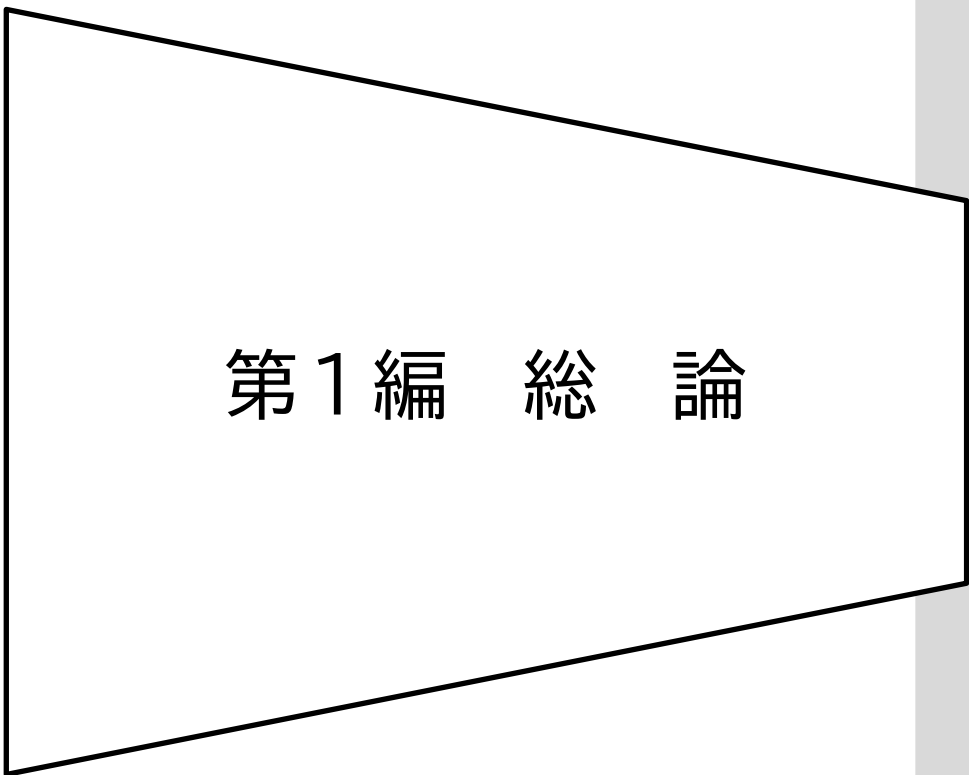
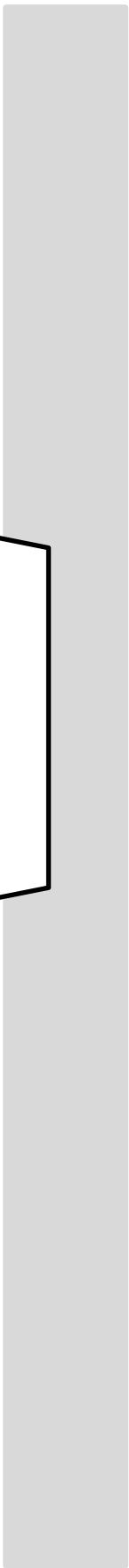
令和6年3月

野 辺 地 町

目 次

第1編 総 論	1
第1章 計画の基本事項	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 計画期間	7
第5節 計画の策定体制	7
第6節 計画の推進	8
第2章 野辺地町の障がい者・児を取り巻く現状	9
第1節 人口構造と世帯数	9
第2節 障害者手帳所持者の状況	10
第3節 障がい児の教育・保育の状況	14
第4節 障がい者雇用の状況	15
第5節 障がい福祉に関するアンケート調査結果の概要	16
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 基本理念	25
第2節 基本目標	25
第3節 施策体系	27
第2編 第4次障害者基本計画	29
第1章 広報・啓発	31
第1節 広報・啓発活動の推進	31
第2節 福祉教育等の推進	32
第3節 ボランティア活動の推進	33
第2章 生活支援	34
第1節 利用者本位の生活支援体制の整備	34
第2節 障害福祉サービス等の充実	35
第3節 経済的自立の支援	37
第4節 スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興	38
第3章 生活環境	39
第1節 建築物等のバリアフリー化の促進	39
第2節 障がいに配慮した住まいの充実	40
第3節 移動交通手段の充実	40
第4節 防災・防犯対策の推進	41

第4章 教育・育成	42
第1節 療育体制、教育相談・就学指導体制の充実	42
第2節 障がい児に対する教育・保育の充実	43
第5章 雇用・就労	45
第1節 障がい者の雇用の促進	45
第2節 障がい者の職業能力の開発・育成	46
第3節 障害者就労施設等優先調達方針	46
第4節 障がい者の就労環境の改善と定着促進	47
第6章 保健・医療	48
第1節 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	48
第2節 医療・リハビリテーションの充実	49
第7章 情報・コミュニケーション	50
第1節 情報収集・情報提供の充実	50
第3編 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	51
第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本視点	53
第2章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗	55
第3章 障害福祉サービス等の数値目標	60
第4章 障害福祉サービス等の見込量	69
第1節 訪問系サービス	69
第2節 日中活動系サービス	70
第3節 居住系サービス	73
第4節 相談支援	74
第5章 障害児通所支援等の見込量	75
第1節 障害児通所支援等	75
第6章 発達障がい者等に対する支援	77
第1節 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保	77
第7章 地域生活支援事業の見込量	78
第1節 必須事業	78
第2節 任意事業	82
第4編 第2期野辺地町成年後見制度利用促進基本計画	85
第1章 計画策定にあたって	87
第1節 計画策定の背景と趣旨	87
資料編	95
1 野辺地町障害者自立支援協議会設置要綱	97



第1編 総論

「障害」の表記について

本文中の「障害」の表記については、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障害」と「障がい」の字が混在しています。

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行など、社会構造が急激に変化しています。また、障がいの重度・重複化や障がい者の高齢化など、障がい者を取り巻く状況も大きく変化し、地域に求められる支援体制や福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。これらの動向を踏まえ、国においても障がい者に関連する法律や制度を改正し、大きな進展を続けています。

平成26年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になり、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

その後も、平成30年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められ、さらには、令和5年に障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。

本町においても、「未来につなげる幸せのまち のへじ」を将来像とする「第6次野辺地町まちづくり総合計画」において、「基本目標1 支え合い切れ目のない保健福祉」の一分野として「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちをめざす」ための「障がい者福祉の充実」を進めています。

今般、その分野計画である「野辺地町障がい者支援計画（令和3年度～令和5年度）」が終了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定し、各施策のさらなる推進を図ることとしました。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、異なる法律に基づく障害者基本計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画で構成されますが、本町では、この3計画が相互に密接な関係があること、地域共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、「野辺地町障がい者支援計画」として一体的に策定します。

1. 障害者基本計画

障害者基本法第11条に基づく障がい者のための施策に関する計画です。

保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、広報・啓発等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。なお、障害者基本計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画です。

障害者基本法 第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

2. 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即した障害福祉サービス等の確保に関する計画です。障害福祉サービス等の必要量の見込、整備、人材の養成等について定めます。なお、障害福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制について計画します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即した障害児通所支援や障害児相談支援の確保に関する計画です。なお、障害児福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要量を見込むとともに、提供体制について計画します。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4. 計画の対象者

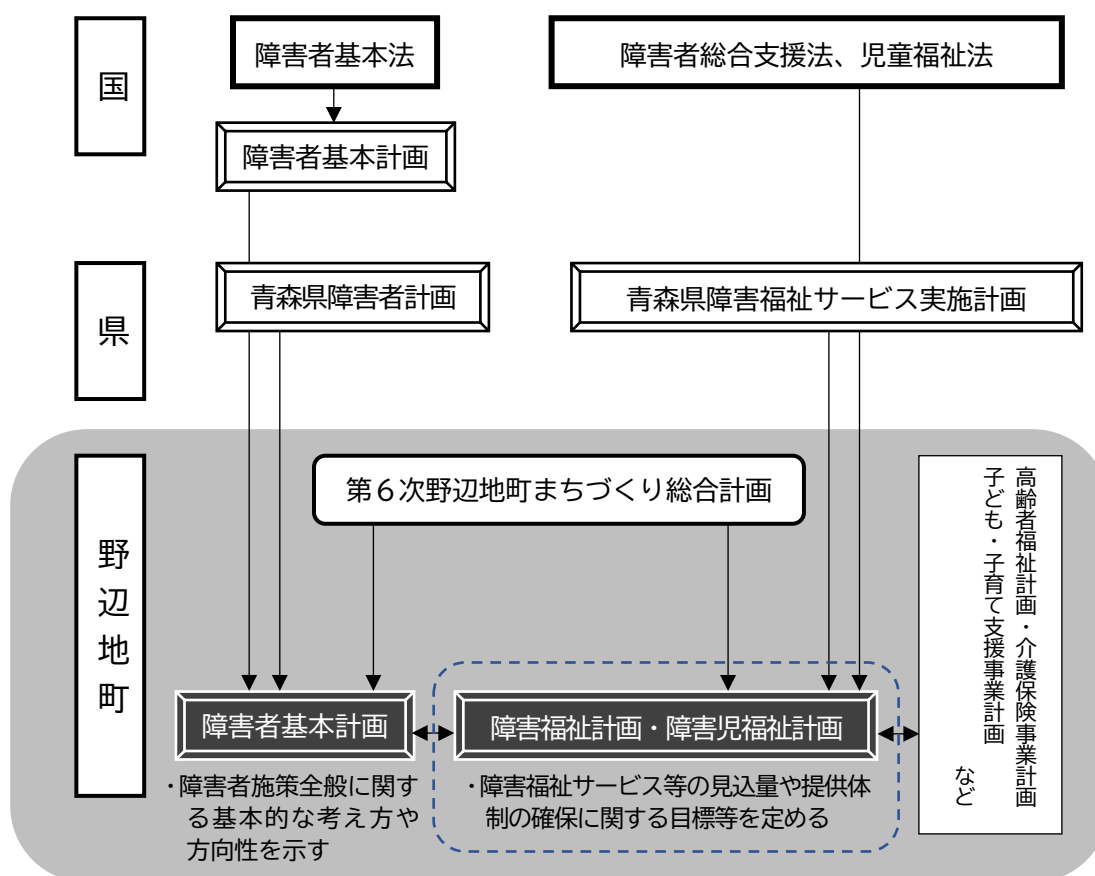
本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条第1項の規定により「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣（厚生労働大臣）が定める程度である者であって18歳以上であるもの」とします。また「障がい児」とは、同法第4条第2項の規定により「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」とします。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の「基本目標1 支え合い切れ目のない保健福祉」に基づき「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちをめざす」分野計画となります。

また、障害者基本計画については国の障害者基本計画及び青森県障害者計画を基本とするとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が発する基本指針に即して策定するものです。

■計画の位置づけ



第4節 計画期間

「障害者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間としますが、「障害者基本計画」については、必要が生じた場合に「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」とともに見直しを行うことから、「野辺地町障がい者支援計画」としては令和6年度から令和8年度までの3年間として設定しました。

■計画期間

野辺地町障がい者支援計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者基本計画（6 年間）	第 4 次					
障 害 福 祉 計 画（3 年間）	第 7 期			第 8 期		
障害児福祉計画（3 年間）	第 3 期			第 4 期		
野辺地町まちづくり総合計画 （10 年間）	第 6 次（令和 3～12 年度）					

第5節 計画の策定体制

介護・福祉課が中心となり、青森県と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に野辺地町障害者自立支援協議会に提出するための計画案を作成し、協議の結果等を反映するよう留意しました。

○野辺地町障害者自立支援協議会

野辺地町障害者自立支援協議会は、障がい者福祉、保健、医療、その他障がい者福祉に必要な関係者により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。

第6節 計画の推進

1. 関係機関、地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、介護・福祉課が中心となる中で、これら町内関係機関との連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係機関との連携を図っていきます。

中でも、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろんですが、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者及び障がい者団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの連携が図られるよう支援していきます。また、近隣市町村とも、施設の広域利用などの面について連携を図ることにより十分なサービス提供体制を確保します。

なお、本計画の大きな課題である障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠です。

2. 人材の育成・確保

障がい者福祉に携わる人には、障がいや障がい者を正しく理解し、障がい者の気持ちや要望を汲み取ることが重要です。意見や要望に十分に耳を傾けながら、障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

3. 計画の進行管理体制

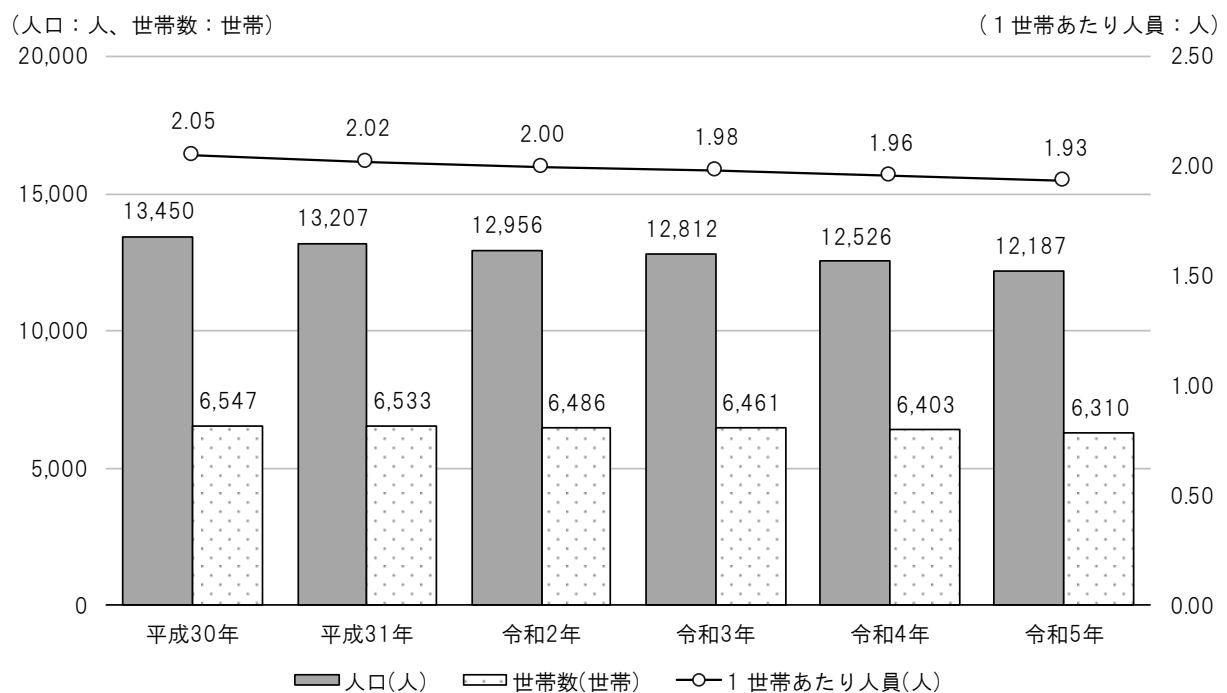
本計画の推進にあたり、介護・福祉課が中心となり計画の進行管理を行います。また、自立支援協議会において、障害福祉計画や障害児福祉計画における各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況をはじめとした計画全般の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、関係者の意見を取り入れ必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第2章 野辺地町の障がい者・児を取り巻く現状

第1節 人口構造と世帯数

当町の人口と世帯数は令和5年でそれぞれ12,187人、6,310世帯となっており、一貫して減少傾向で推移しています。1世帯あたり人員も令和3年には2.00人を割り込み、令和5年は1.93人となっています。

■人口と世帯数の推移



	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	13,450	13,207	12,956	12,812	12,526	12,187
世帯数(世帯)	6,547	6,533	6,486	6,461	6,403	6,310
1世帯あたり人員(人)	2.05	2.02	2.00	1.98	1.96	1.93

資料：住民基本台帳。各年3月31日現在

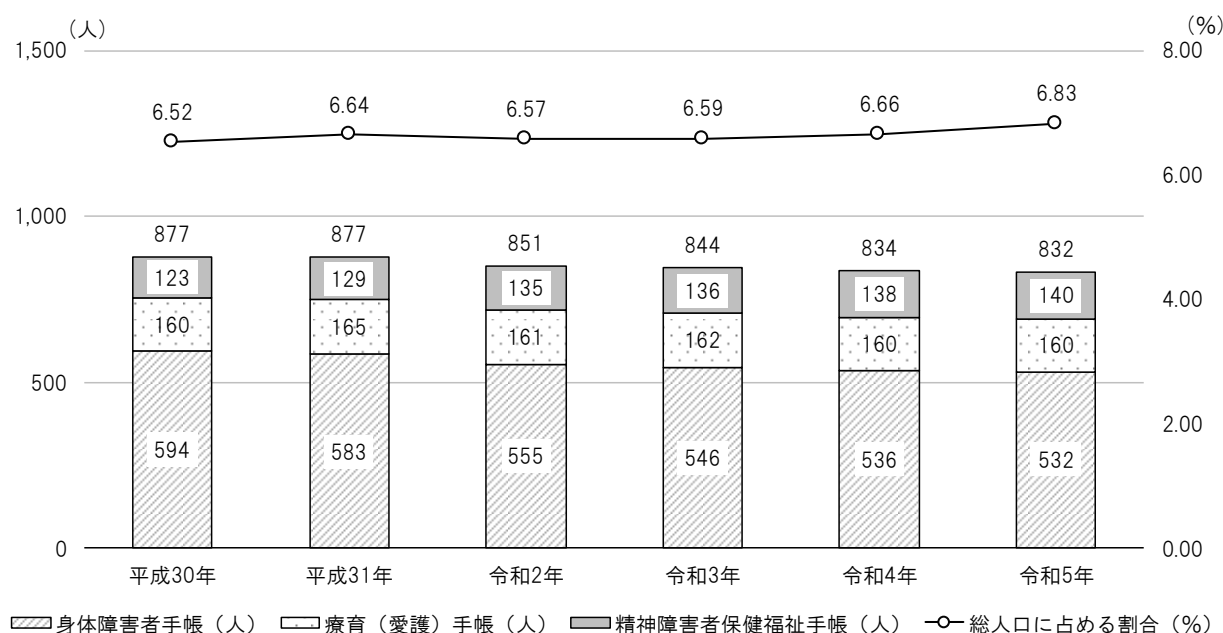
第2節 障害者手帳所持者の状況

1. 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が最も多いものの人数は減少傾向にあり、療育（愛護）手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

また、障害者手帳所持者数が総人口に占める割合は6%台後半で推移しており、令和2年以降、増加傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移



	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳（人）	594	583	555	546	536	532
療育（愛護）手帳（人）	160	165	161	162	160	160
精神障害者保健福祉手帳（人）	123	129	135	136	138	140
合計（人）	877	877	851	844	834	832
総人口に占める割合（％）	6.52	6.64	6.57	6.59	6.66	6.83

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

2. 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の障害別の人数は、各年とも肢体不自由が最も多く、次いで内部障害※が多くなっています。また、内部障害を除き、減少傾向にあります。

年齢別では、65歳以上が最も多いものの、人数自体は減少傾向で推移しています。

※内部障害とは、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害などの内臓機能障害の総称。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害別）

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
肢体不自由	304	293	278	271	265	260
聴覚・平衡機能障害	32	31	31	30	29	27
視覚障害	38	36	35	33	31	30
内部障害	215	217	207	208	210	213
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	5	6	4	4	1	2
合計	594	583	555	546	536	532

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	9	10	8	9	9	7
18～29歳	15	14	11	7	7	9
30～39歳	16	16	19	21	17	11
40～49歳	28	28	23	23	27	34
50～59歳	60	55	58	48	43	39
60～64歳	41	48	37	42	38	45
65歳以上	425	412	399	396	395	387
合計	594	583	555	546	536	532

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

3. 療育（愛護）手帳所持者の状況

療育（愛護）手帳所持者の程度別の人数は、各年ともB（軽度）がA（重度）を上回っています。また、A（重度）、B（軽度）ともにほぼ横ばいで推移しています。

年齢別では、令和3年以降、40～49歳が増加傾向にある以外は、多少の増減をしながらほぼ横ばいの傾向にあります。

■療育（愛護）手帳所持者数の推移（程度別）

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A(重度)	68	66	67	68	66	65
B(軽度)	92	99	94	94	94	95
合計	160	165	161	162	160	160

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

■療育（愛護）手帳所持者数の推移（年齢別）

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	20	22	19	21	17	17
18～29歳	32	32	31	28	29	30
30～39歳	38	39	39	39	36	35
40～49歳	26	26	26	26	31	34
50～59歳	17	17	18	18	18	15
60～64歳	6	8	10	13	9	11
65歳以上	21	21	18	17	20	18
合計	160	165	161	162	160	160

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の人数は、各年とも2級が最も多くなっています。また、1級は減少傾向、2級は増加傾向、3級はほぼ横ばいで、それぞれ推移しています。

年齢別では、令和2年以降、18歳未満が増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	45	45	46	44	42	40
2級	61	63	70	74	78	80
3級	17	21	19	18	18	20
合計	123	129	135	136	138	140

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0	0	3	6	7	9
18～29歳	13	13	11	9	10	10
30～39歳	13	16	21	20	19	23
40～49歳	33	34	27	28	28	26
50～59歳	26	24	27	23	21	24
60～64歳	14	16	14	14	17	13
65歳以上	24	26	32	36	36	35
合計	123	129	135	136	138	140

資料：野辺地町介護・福祉課。各年3月31日現在

第3節 障がい児の教育・保育の状況

■特別支援学級の状況

	令和3年		令和4年		令和5年	
	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)
小学校	6	16	5	18	4	25
中学校	2	3	3	7	3	10
合計	8	19	8	25	7	35

資料：野辺地町教育委員会。各年5月1日

■特別支援学校への就学状況

(人)

	令和3年		令和4年		令和5年	
	七戸養護 学校	その他	七戸養護 学校	その他	七戸養護 学校	その他
小学部	4	1	5	1	3	0
中学部	4	0	2	0	6	1
小計	8	1	7	1	9	1
合計	9		8		10	

資料：野辺地町教育委員会。各年5月1日

■通級指導教室への通級状況

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
未就学児	5	3	7
小学生	23	22	21
中学生	2	5	8
合計	30	30	36

資料：野辺地町教育委員会。各年5月1日

第4節 障がい者雇用の状況

1. 法定雇用率の達成状況

青森県内における法定雇用率の達成状況をみると、法定雇用率達成企業割合は概ね55%前後でほぼ横ばい、雇用障がい者数は増加傾向で推移し、令和4年度は3,682人となっています。

■法定雇用率の達成状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法定雇用対象企業数（企業）	1,001	991	991	1,042	1,040
法定雇用率達成企業数（企業）	530	546	536	559	572
法定雇用率達成企業割合（%）	52.9	55.1	54.1	53.6	55.0
雇用障がい者数（人）	3,476	3,546	3,572	3,679	3,682
民間企業の法定雇用率（%）	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3

資料：青森労働局

※毎年度6月1日現在で公共職業安定所に報告される「障害者雇用状況報告」による。

2. 新規求職・就職の状況

野辺地公共職業安定所（ハローワーク野辺地）管内における障がい者の新規求職・就職の状況をみると、合計の新規求職申込件数が最も多い年度で81件（令和2年度）、最も少ない年度で53件（平成30年度）となっています。

合計の就職件数は、最も多い年度で37件（令和3年度）、最も少ない年度で31件（平成30年度・令和元年度）となっています。

■新規求職・就職の状況

（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計 新規求職申込件数	53	78	81	71	60
就職件数	31	31	33	37	36
身体障がい者 新規求職申込件数	17	23	21	26	16
就職件数	8	5	6	5	11
知的障がい者 新規求職申込件数	10	27	30	14	16
就職件数	8	8	6	14	9
精神障がい者 新規求職申込件数	26	28	30	31	28
就職件数	15	18	21	18	16

資料：野辺地公共職業安定所

第5節 障がい福祉に関するアンケート調査結果の概要

1. 実施概要

(1) 調査目的

本調査は、次期「野辺地町障がい者支援計画」の策定にあたり、障がい者（児）の生活実態、サービスへの利用意向、町の障がい者施策への意向、介助者の意向を把握し、障害福祉サービス見込量の推計等、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象等

調査対象等については、次のとおりです。

調査対象	①障害者手帳所持者 ②障害者手帳を所持していない障害福祉サービス利用者
調査項目	①年齢・性別・ご家族などについて ②住まいや暮らしについて ③日中活動について ④相談相手について ⑤障害福祉サービスの利用について ⑥権利擁護について
調査方法	郵便による配付・回収（障害福祉サービス利用者分については事業所に配付・回収を依頼）
調査期間	令和4年11月15日～令和4年12月23日

(3) 回収結果

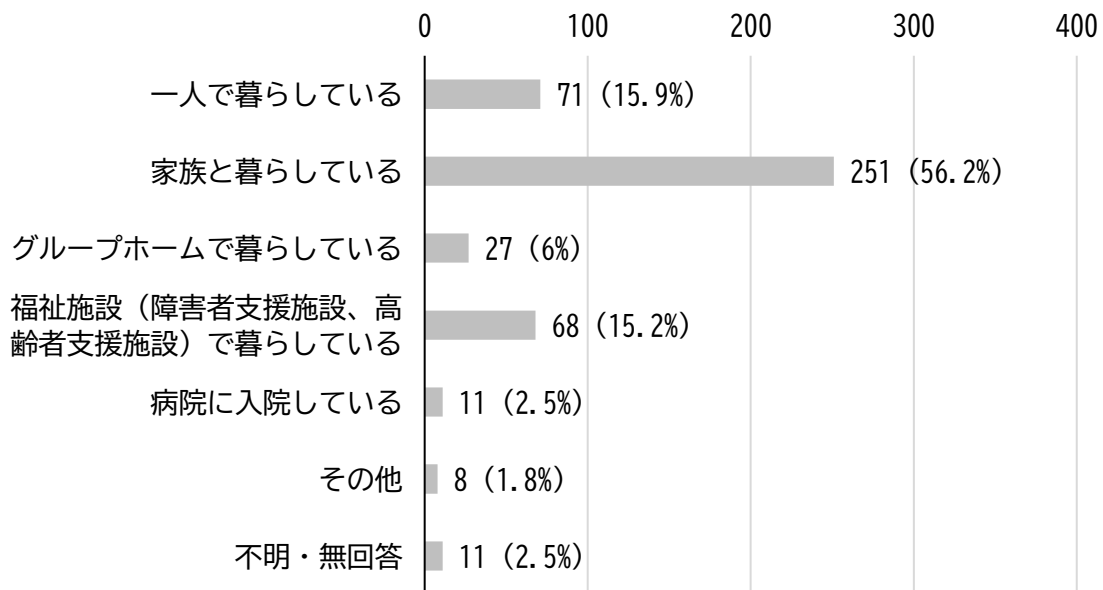
回収結果は、次のとおりです。

配布数	回収数	回収率
797件	447件	56.1%

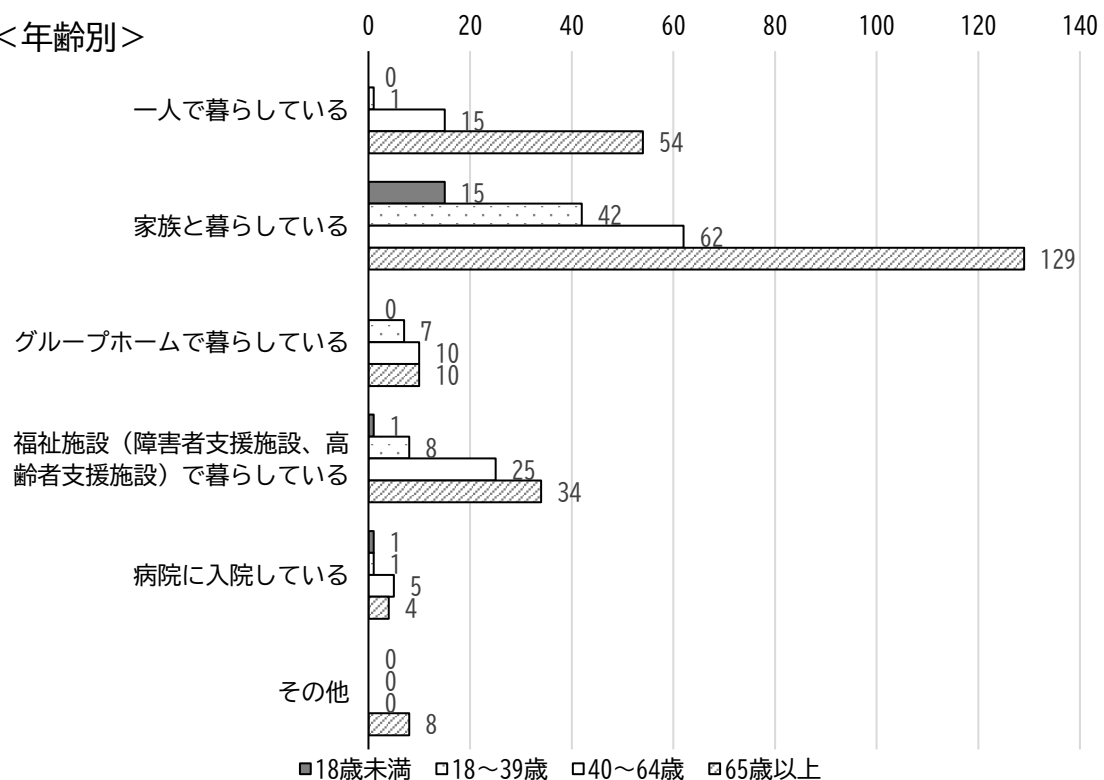
2. 調査結果の実施概要

(1) 現在どのように暮らしているか

「家族と暮らしている」が最も多く251件(56.2%)、次いで「一人で暮らしている」が71件(15.9%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」が68件(15.2%)となっています。

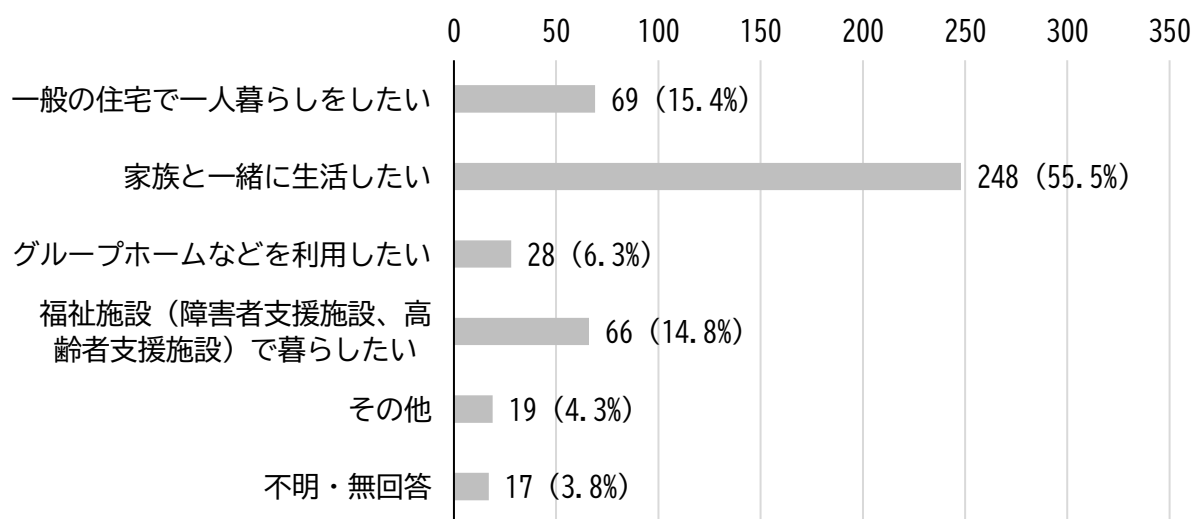


<年齢別>

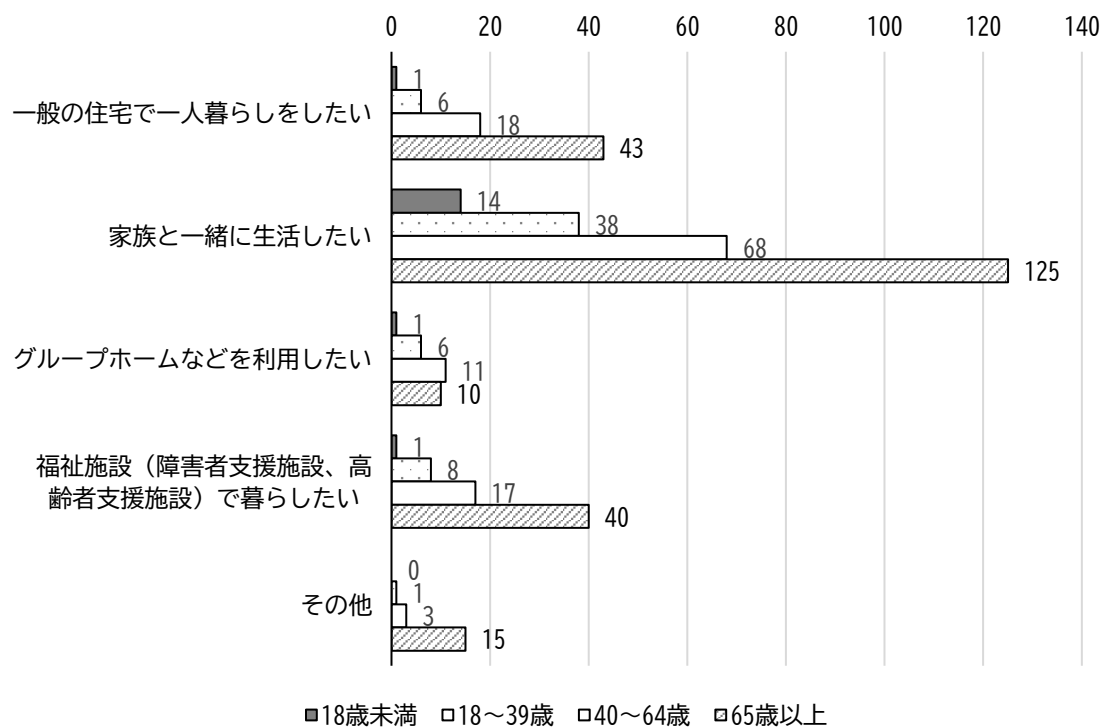


(2) 今後（おおむね4年以内に）、どのような暮らしをしたいか

「家族と一緒に生活したい」が最も多く248件（55.5%）、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が69件（15.4%）、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が66件（14.8%）となっています。

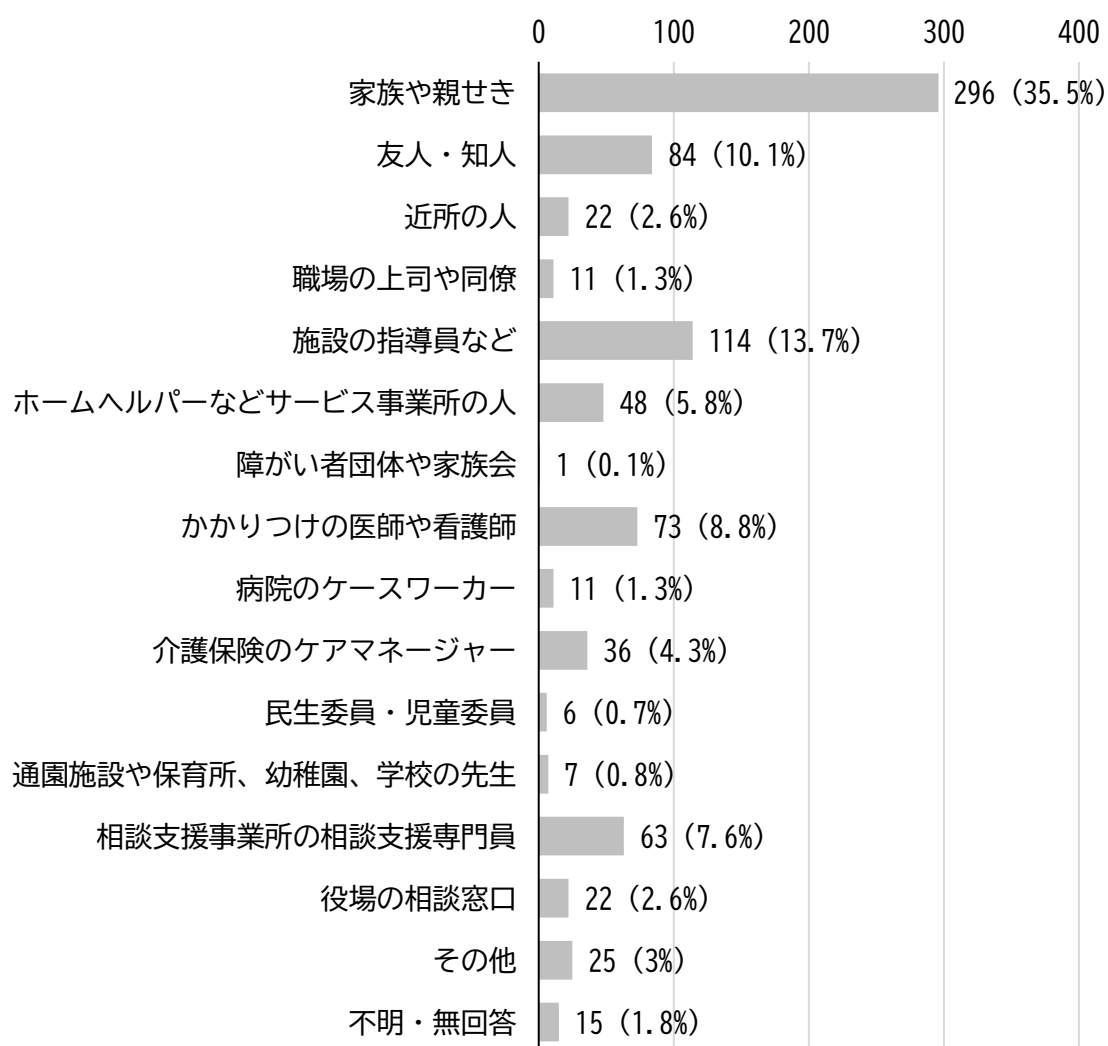


<年齢別>

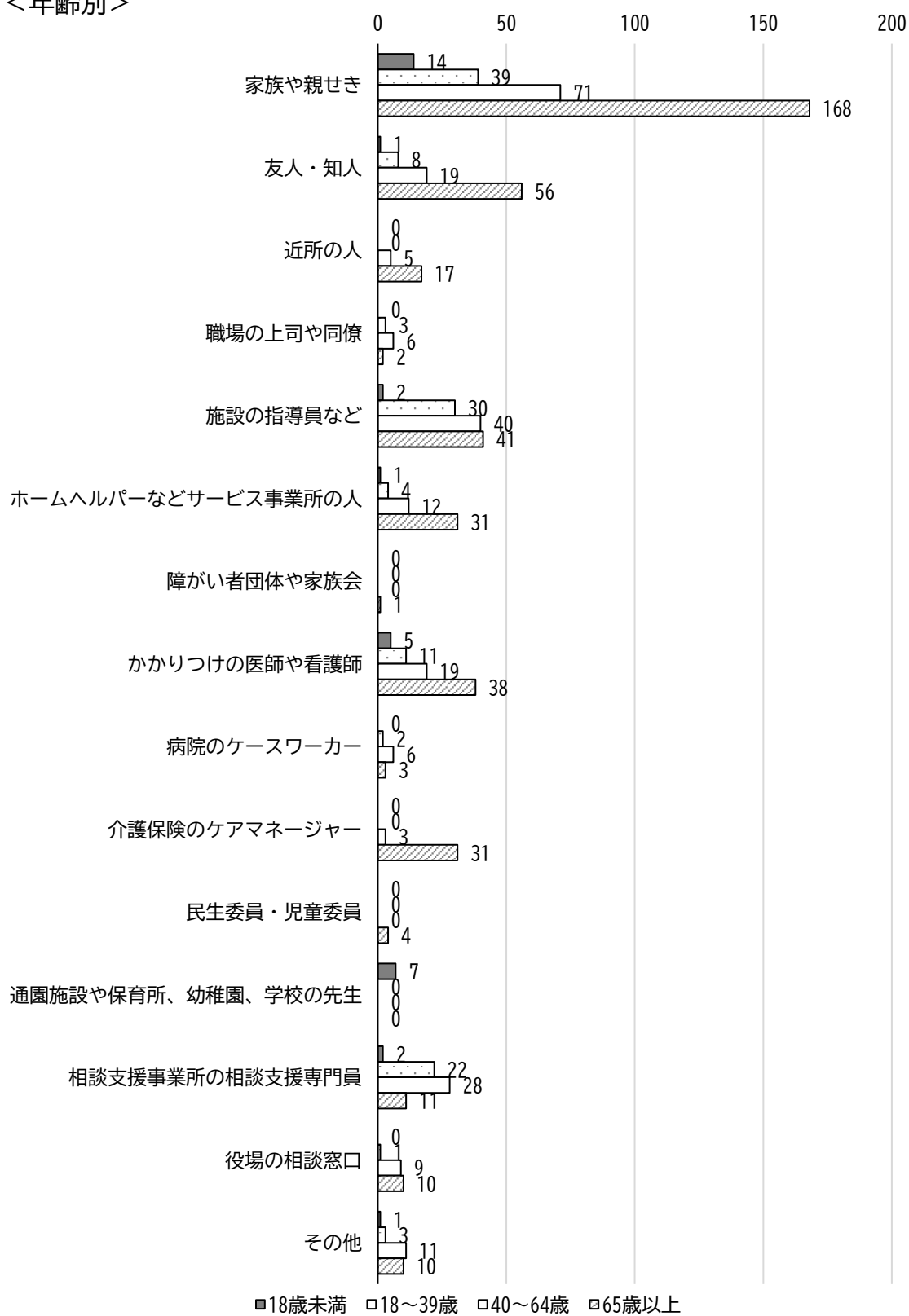


(3) 悩みや困ったことの相談相手

「家族や親せき」が最も多く296件(35.5%)、次いで「施設の指導員など」が114件(13.7%)、「友人・知人」が84件(10.1%)となっています。

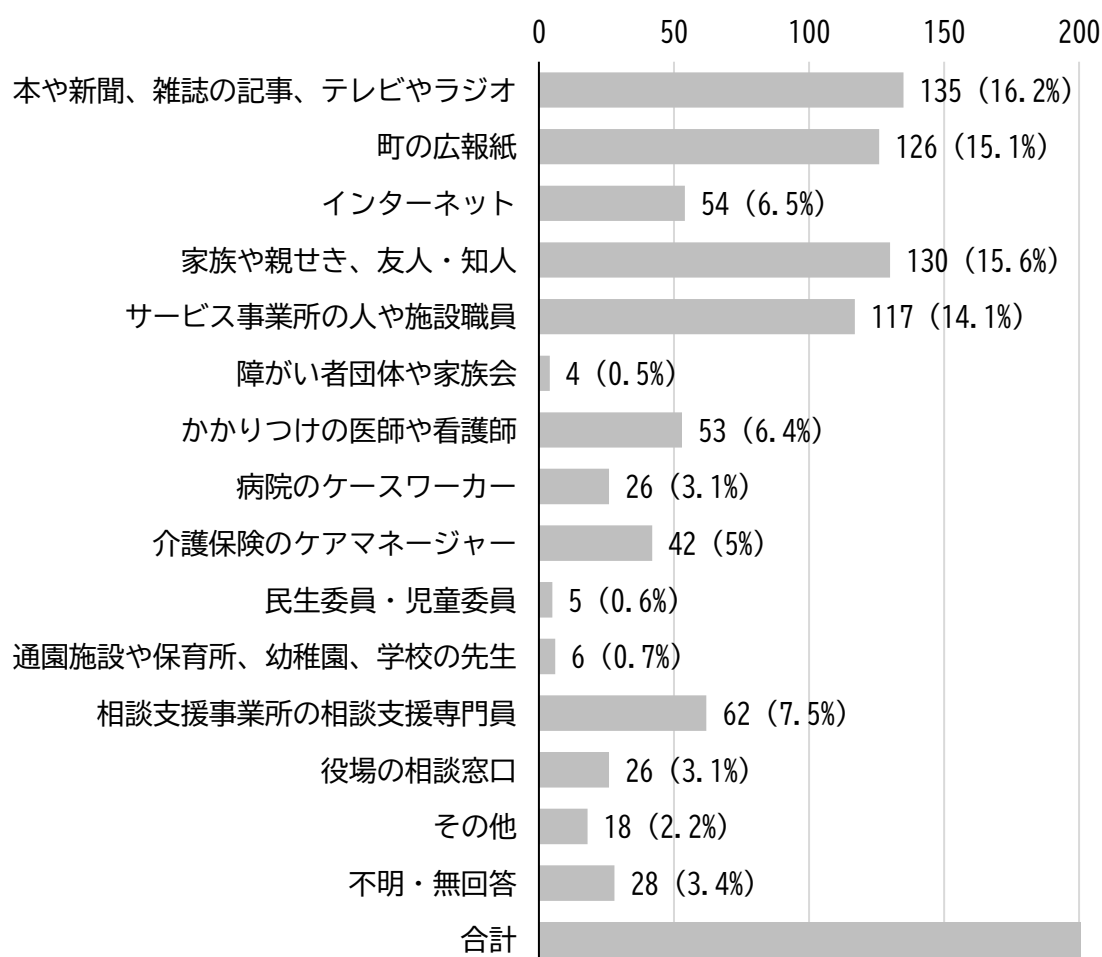


<年齢別>

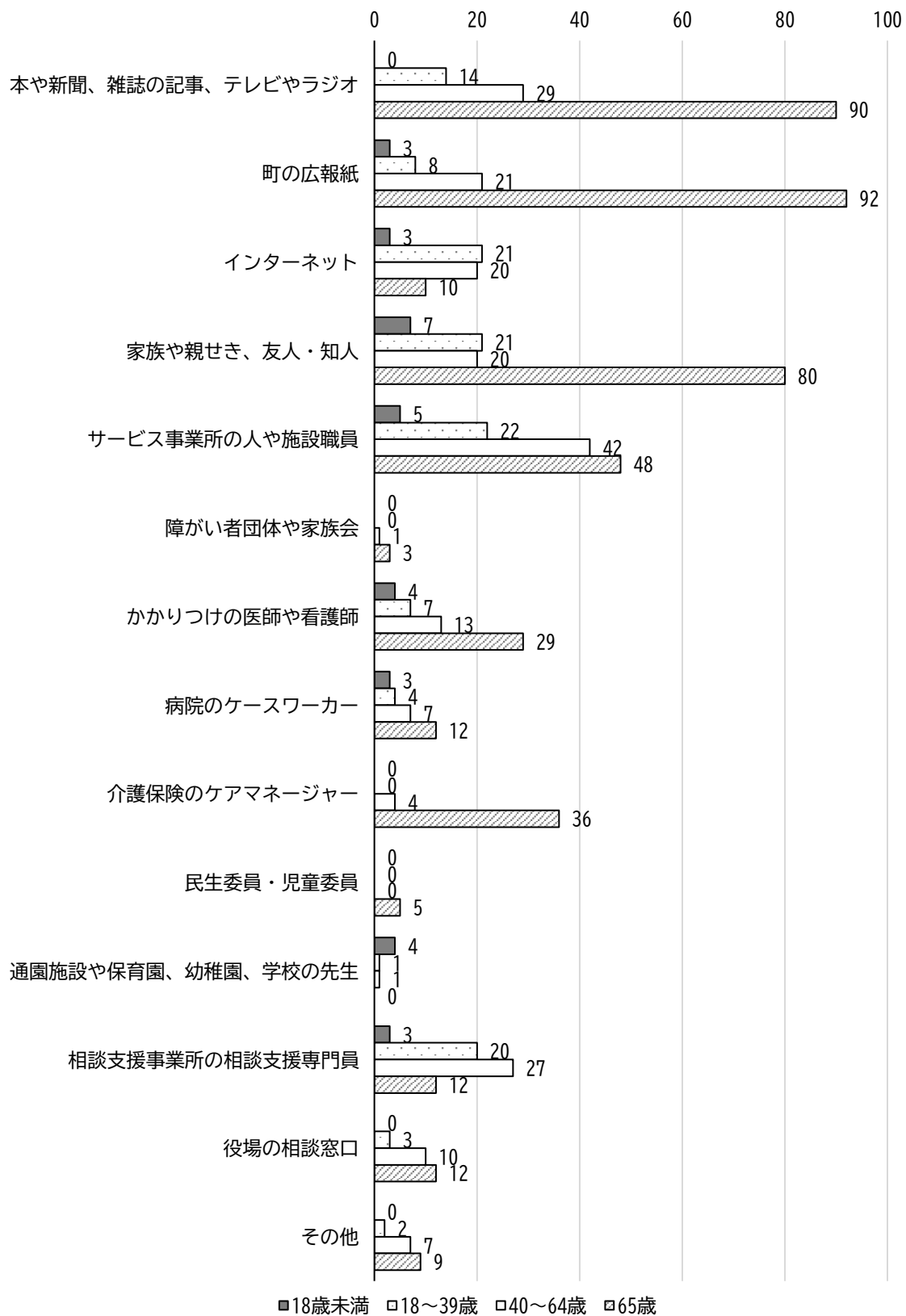


(4) 障がいのことや障害福祉サービスなどに関する情報の入手先

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオ」が最も多く135件(16.2%)、次いで「家族や親せき、友人・知人」が130件(15.6%)、「町の広報紙」が126件(15.1%)となっています。



<年齢別>

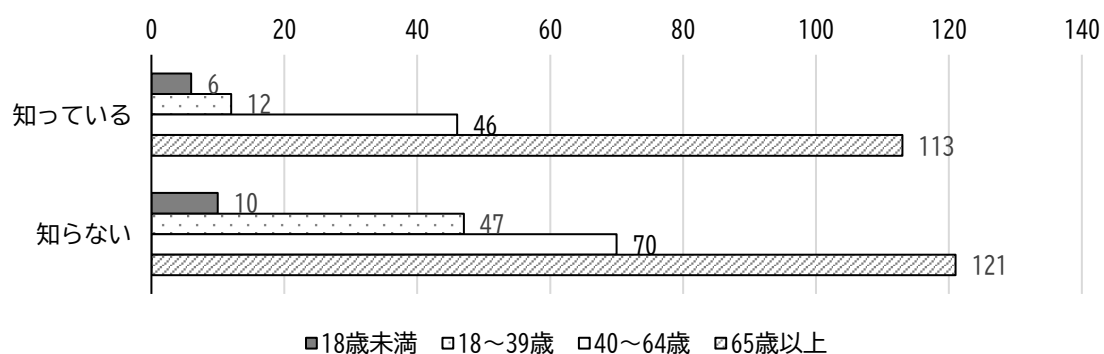


（５）成年後見制度の認知

「知っている」は１８０件（４０．３％）であるのに対し、「知らない」は２４８件（５５．５％）となっています。

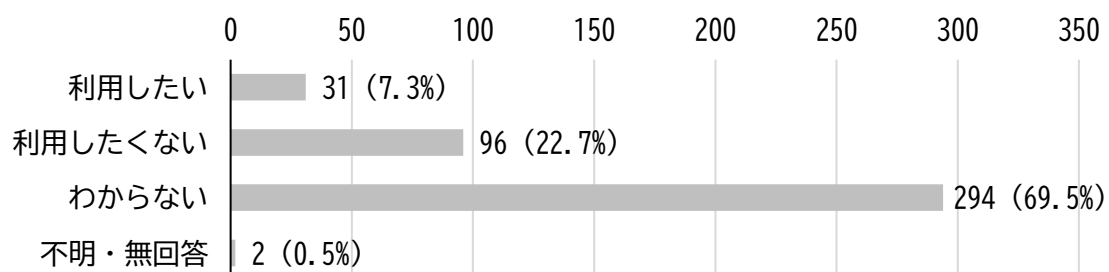


<年齢別>



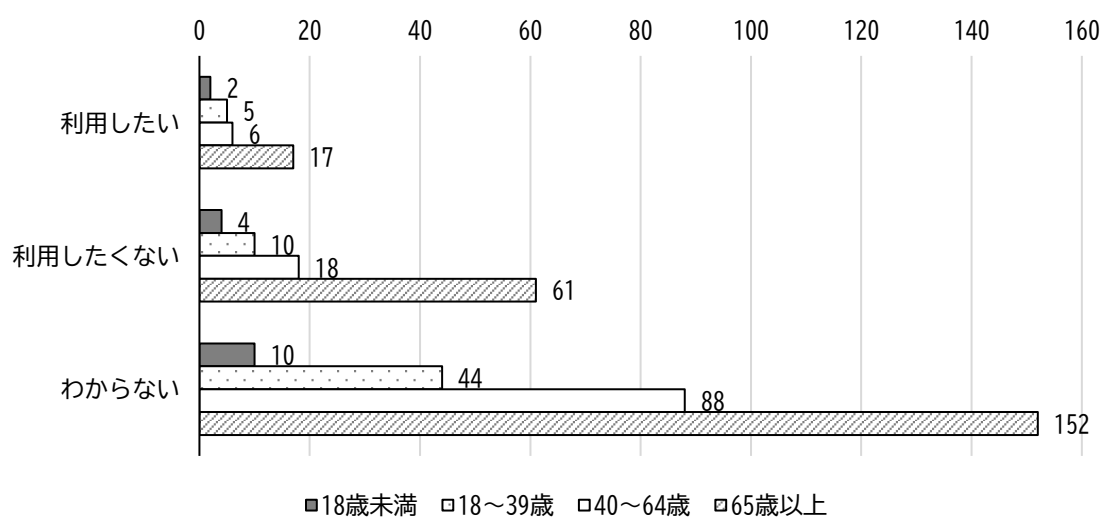
（６）成年後見制度の利用意向

「わからない」が２９４件（６９．５％）と約７割を占めています。



※現在の利用状況について「利用していない」（４２３件）と答えた方がのみが回答

<年齢別>



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

前計画では「すべての人が互いに尊重し合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくり ～ ノーマライゼーション ・ リハビリテーション ～」を基本理念としました。

本計画では、これを継承しつつ、「第6次野辺地町まちづくり総合計画」が「障がい者福祉の充実」として「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちをめざす」ことを踏まえ、「すべての人が互いに尊重し合い、心豊かに自立し安心して暮らせるまちづくり ～ ノーマライゼーション ・ リハビリテーション ～」を基本理念として設定し、これを実現できるよう、あらゆる町民が障がいについての理解を深め、行政や事業所、団体、町民が一体となって、障がい者施策に取り組んでいきます。

基本理念

すべての人が互いに尊重し合い、
心豊かに自立し安心して暮らせるまちづくり
～ ノーマライゼーション ・ リハビリテーション ～

第2節 基本目標

1. 一人ひとりが自分らしく生きることができる社会

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のさまざまな活動に参加しながら生きがいをもって生活するためには、一人ひとりの生涯にわたって、ライフステージ毎の課題に応じた支援が必要です。

また、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活をするためには、社会環境の整備が必要となります。

本町では、障がいのある人の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指します。

さらに、国は、ライフステージのすべての段階において制限されている活動や制約されている活動の回復を図り、社会活動に参加できることを目指す「リハビリテーション※」と障がい者が障がいをもたない人と同じ生活をし、活動する「ノーマライゼーション※」の理念のもとに施策を講ずることとしていること

から、本計画においてもその考え方を基本理念に掲げます。

※リハビリテーションとは、一般的には「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

※ノーマライゼーションとは、「障がいとなる壁を無くしていくのではなく、障がいを持っていても健常者と同等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方である。

2. 地域で支え合うことのできる共生社会

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支え合いながら生きていく共生社会の実現が必要です。

そのためには、地域で共に生活する住民としての共感や相互理解、そして必要に応じて関係機関や関係者が支援できる体制を構築することが必要です。

本町では、障がいのある人の地域での自立した生活を支援するため、地域で支え合うことのできる共生社会づくりを目指します。

3. すべての人が安心して生活できる社会

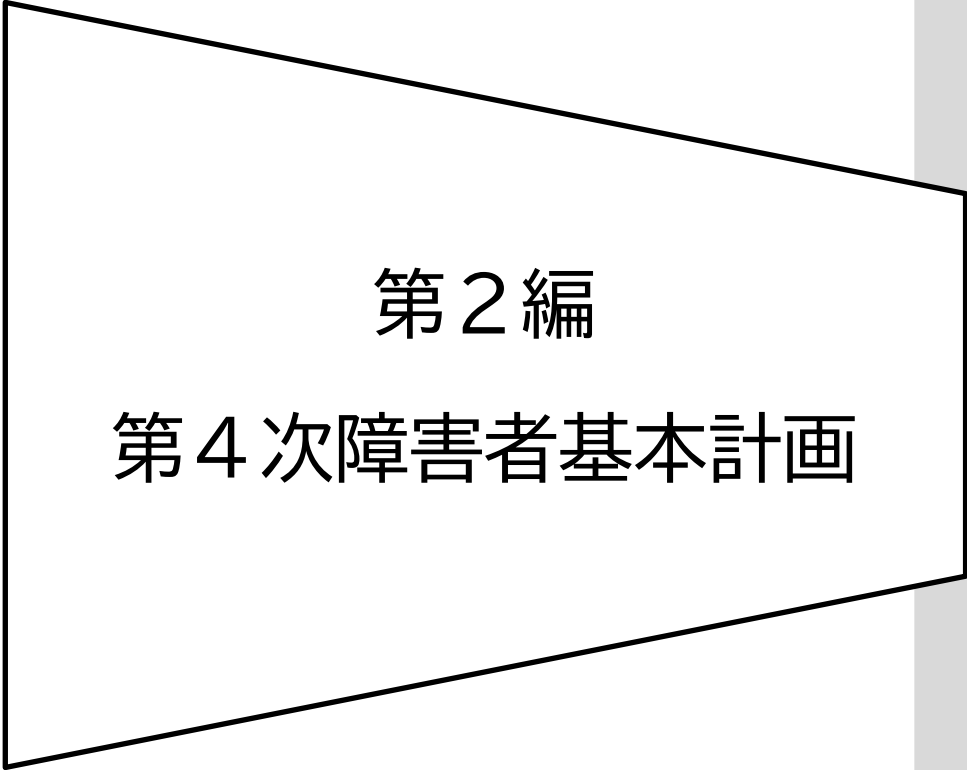
計画の対象者は、障がい者を中心に、介助者・援助者・ボランティア、さらには野辺地町で暮らしているすべての町民です。その目標とするところは、障がい者の自立と社会参加をさらに推進するため、社会全体のシステムを障がい者にとって利用しやすいもの、つきつめると全ての人々が利用しやすいものへと変えていくこと、いわゆる「バリアフリー（無障壁）の社会」を目指すものです。

本町では、障がいのある人に限らず、誰もが安心して生活することのできる社会づくりを目指します。

第3節 施策体系

本計画では、基本理念を実現するための各施策を下図のとおり体系的に実施します。





第2編

第4次障害者基本計画

第1章 広報・啓発

第1節 広報・啓発活動の推進

障がいのある、なしにかかわらず、すべての町民はそれぞれかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。現状では、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が全くない状況にあるとは残念ながら言い切れません。引き続き、すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して広報・啓発活動の充実を図ります。

施策項目	内 容
①障がいの理解の促進	障がいについて住民が正しく理解できるよう、広報紙やホームページへの情報掲載、パンフレットの配布などにより、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。
②障がい者に対する理解の促進	広報紙とホームページにヘルプマーク・ヘルプカードに関する記事を掲載し、障がい者に対する配慮を周知しています。 今後も町の広報紙やホームページ、パンフレット等を利用した広報・啓発活動を継続的に行い、地域全体で障がい者を支えることができるよう、障がい者に対する理解を促進します。
③交流の場の充実	上十三身体障害者福祉連合会が主催の障がい者スポーツ大会に他市町村の職員とともに競技役員として、競技の運営に参加しています。 今後も地域の障がい者団体や支援組織等と協働関係に基づいた事業を実施し、地域における障がいや障がい者に対する正しい理解の向上を図ります。
④多様な広報手段の充実	広報紙をはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図ります。特に、障がいに応じた「点字」や「録音機器」等の適切な広報手段や視覚障がい者のPC用ソフトや機器提供を使えるよう情報提供します。

第2節 福祉教育等の推進

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進することが有効です。特に、知的障がい者（愛護手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）からは福祉教育の推進が重要であるとの意見が多く、「地域の人たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」を望む声が、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）よりも多く聞かれます。

町では、小中学校において、障がい者施策に対する理解を深める教育を推進してきましたが、引き続き、ノーマライゼーションの理念を浸透させるための取り組みを今後も積極的に実施します。

施策項目	内 容
①学校教育における福祉教育の充実	各学校において、特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校の児童生徒が自宅近くの学校で交流する「居住地交流」など、障がいのある人々との交流を推進しています。 今後も障がいの有無にかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく共生社会を実現するためには、幼いころから交流をもつこと、人権やユニバーサルデザインなどへの関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要であるため、幼児教育、学校教育の中で一貫した教育を推進します。

第3節 ボランティア活動の推進

障がい者を対象としたボランティア活動の推進は、障がい者にとって単に日常生活上のサポートにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして大変に有意義です。障がい者に対する理解や認識を深めるため、町民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であるとともに、障がい者自身が社会参加の一環としてボランティア活動に参加し、「支え手」「受け手」という関係を超え、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる地域共生社会の実現に向けた施策の展開を図ります。

施策項目	内 容
①ボランティアに対する広報活動の充実	広報紙やホームページ等を利用して、町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めます。
②手話ボランティア活動の促進	初級手話講座の案内を庁内に備えることで、手話を学ぶ場について周知しています。 聴覚障がい者の活動や社会参加を促進するため、手話ボランティアの確保と育成、活動の促進を図ります。
③ボランティア活動の振興	障がい者のニーズを把握し、ニーズに基づいたボランティア活動の推進を図ります。
④精神障がい者地域生活支援事業「めぐみの会」へボランティアの参加促進	近年、ボランティアの参加者が増え、コミュニケーションや交流の幅が広がっています。また、令和5年度より「ボランティアの心得」を作成し、年に1度勉強会を開催しています。 今後も在宅の精神障がい者の自立、社会復帰に向けた地域支援をするために、月1回、調理実習や勉強会等を開催し、精神障がい者及びその家族間の交流の場となるようにボランティアが補助します。

第2章 生活支援

第1節 利用者本位の生活支援体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要です。障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がいの程度、社会状況、年齢など多くの要因により異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らして行くためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立とともに、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が必要とされます。

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的に対応できる相談体制の整備に引き続き努めます。

施策項目	内 容
①相談支援体制の整備	一人ひとりの状況に応じた相談に素早く対応することができ、介護・福祉課だけで解決できない場合は、関係機関との連携を行い、解決をしています。 今後も相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めるとともに、サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めます。また、相談員の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい環境を整え、さらに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話、FAX、電子メール、訪問による相談など支援の充実を進めます。

第2節 障害福祉サービス等の充実

現在、障がい福祉制度におけるサービス提供は、障害者総合支援法により各種福祉サービスが一元化され、それぞれの障がい特性などを踏まえたサービスが提供されています。

地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や現在社会福祉施設に入所中の障がい者の地域生活移行を進めていくために、住まいや通所施設等の日中活動の場の環境整備に取り組むことが必要です。また、地域生活に必要な買い物支援や移動手段なども課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的に実施し、自立した日常生活を営むことができるよう地域生活支援事業等の充実に努めます。

施策項目	内 容
①障害福祉サービス等の周知	障害福祉サービスについてのパンフレットを新規手帳取得者に配布し、令和5年度には改めて作成したパンフレットを手帳所持者全員に送付しました。 今後も広報紙やパンフレットなど多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。また、役場窓口や相談支援事業所等での相談の際に周知を図ります。
②ケアマネジメント体制の確立	アンケートで必要な障害福祉サービスが提供されているか確認を行ったほか、サービスの新規利用者はモニタリングを行うことで計画と現実の齟齬なく利用できています。また、令和3年度に権利擁護に関する相談に応じる権利擁護支援センターを圏域で整備し、ホームページやパンフレットで周知しました。 今後も障がい者に必要な障害福祉サービスが提供されているかどうか評価し、不足しているサービスがある場合は充足できるような体制づくりを進めます。また、サービスの新規利用者は、3か月間のモニタリングを行い、更新者は計画の見直しを行います。併せて、障がい者の権利擁護や専門的な相談を行う権利擁護制度について周知します。
③障害福祉サービスの充実	年齢や障がい種別等に関わらず、できるだけ身近なところで必要な障害福祉サービスが受けられるよう、サービス提供のための基盤整備を進めていきます。 ●訪問系サービス ●日中活動系サービス ●居住系サービス ●相談支援

④グループホーム等居住系サービス施設の設置支援	令和５年度にグループホームの設置に向けた支援を行いました。 今後もグループホームやケアホーム等の施設の設置、運営に対する支援を行い、必要に応じて障がい者が居住系サービスを利用できるよう支援の充実を図ります。
⑤地域生活支援事業の充実	令和元年度に訪問入浴サービス事業を追加しました。また、令和３年度に権利擁護支援センターを圏域で整備したのに併せて、圏域の各市町村で実施している成年後見制度利用支援事業について、市町村間での支援の差の解消を図りました。 今後も障がい者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。 ●理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●成年後見制度法人後見支援事業 ●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター機能強化事業 ●任意事業（訪問入浴サービス、日中一時支援など）

第3節 経済的自立の支援

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障を充実していく必要があります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。また、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、ＪＲ、航空運賃及び有料道路の割引、さらには、公共施設の利用料の減免等が行われています。今後も各種制度の利用を促進し、障がい者の経済的自立を支援します。

施策項目	内 容
①年金、手当制度の周知及び充実	障害年金パンフレットを年金及び障がい福祉の担当課窓口を設置するとともに、障がい福祉に関するパンフレットを新規手帳取得者に配付することにより、制度の周知を図っています。また、障害児福祉手当を受給していた方が20歳に到達する際には、特別障害者手当の案内をしています。 今後も20歳以上の障がい者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知に努めます。
②税の減免、各種割引制度の周知及び充実	新規手帳取得者へ減免や割引制度について周知を図るとともに、税務課と介護・福祉課が連携し、軽自動車税の減免申請案内を通知するなどの取り組みを行っています。 今後も障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やＪＲ運賃等の割引制度の周知に努めます。
③公共施設利用料等の割引制度活用促進	新規手帳取得者へ割引制度について周知を図っています。 今後も公共施設の利用料、入場料やＮＨＫ放送受信料等の割引制度の周知に努めます。

第4節 スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送るためにも大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションに資するだけでなく、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会でもあります。

障がい者の種別、程度にかかわらず、だれもが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるよう機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整備するとともに、各種活動に関する広報・啓発活動を継続して行っていく必要があります。

施策項目	内 容
①スポーツ・レクリエーション活動の支援	上十三や県の障がい者スポーツ大会に職員を派遣し、大会の運営を支援しています。 今後も障がい者がスポーツに親しむ機会を周知するとともに、県障がい者スポーツ大会などのスポーツ活動を支援します。
②文化活動の支援	発表会や展示会などの開催情報を周知し、障がい者が文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、支援をします。
③各種イベント等への参加促進	障がい者が、町主催の各種行事、各種イベント等の地域行事への参加を促進するため、手話通訳者の派遣など参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。
④施設の整備	障がい者の文化・スポーツ活動推進のため、障がい者の利用に配慮した施設の整備、改修を推進します。

第3章 生活環境

第1節 建築物等のバリアフリー化の促進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとって、安全で、便利で、快適な環境でもあります。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があります。

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）により、公共交通機関、建築物、公共施設等について一体的な整備が行われるなど、障がい者、高齢者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上が図られています。

また、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要です。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはなりません。今後の町営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努めます。

施策項目	内 容
①公共施設のバリアフリー化促進	図書館や中学校、駅前広場では、障がい者等に配慮した改修を実施するとともに、新庁舎の計画は、県の福祉のまちづくり条例への適合やバリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に準拠した内容としています。 今後も国等の基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。また、バリアフリー新法、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針等に基づき、既存の公共施設等のチェックを行い、適合しない施設については改善に努めます。
②住宅改修の促進	安心して在宅で生活ができるよう、助成制度について周知し、利用につなげました。 今後も障がい者の在宅生活が可能となるよう、住宅リフォームに関する相談体制の整備や住宅改修助成などを実施します。
③民間施設のバリアフリー化促進	人の集まる民間施設について、バリアフリー新法、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づいた整備を周知していきます。

第2節 障がい者に配慮した住まいの充実

障がい者が自立して快適な生活を送るためには、公的住宅の確保はもちろんですが、ソフト面でのフォローも重要です。今後は建設部門、福祉部門での調整を図り、入居者や近隣の住民の理解や協力を得ながら、障がい者と地域の人とともに安心して生活できるような環境づくりが求められます。

施策項目	内 容
①公的住宅の充実	入居可能な町営住宅のうち、道路から町営住宅入口までスロープのあるものは手摺を設置しました。また、町営住宅内の階段室で手摺のないものについても、手摺を設置しました。 今後も町営住宅のバリアフリー化を図り、障がい者に配慮した住宅の確保を計画的に進めます。また、町営住宅への障がい者の優先入居を図ります。
②障がい者の多様な住まいの確保	障がい者の住まいを確保するため、アパート等への入居支援に努めます。

第3節 移動交通手段の充実

障がい者にとって移動手段の確保は、日常生活の行動範囲を拡大させるだけでなく、障がい者の自立した生活を容易にし、また、積極的な社会参加にもつながるなど、生活の質（ＱＯＬ）の向上に資するものです。

外出支援策として、障がい者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院介助」や、地域生活支援事業の「移動支援事業」「生活サポート事業」を重層的な提供体制の確保に努めます。

施策項目	内 容
① 外出支援の充実	外出支援について周知し、屋外での移動が困難な障がい者の利用につなげています。 今後も外出支援のため、通院介助や移動支援事業、生活サポート事業等の充実を図ります。
② 自動車の利用支援	自動車の運転免許取得費や改造費の助成をし、障がい者の自立と社会参加につなげています。 今後も自動車による外出支援をするために、助成制度の利用促進を図ります。
③ 歩行空間の整備	新庁舎において、車いす使用者用駐車場及びおもしろい駐車場はバリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に準拠した計画としました。 今後も県の福祉のまちづくり条例を基本として、歩道の設置と段差の解消を推進します。また、障がい者用駐車場の適正利用に向けた取り組みを推進します。

④ 公共交通機関の充実	障がい者が利用しやすい公共交通機関の整備を目指して、待合所等が利用しやすくなるよう、取り組みを推進します。
-------------	---

第4節 防災・防犯対策の推進

近年、わが国では自然災害が多発する中で、障がい者が安心して地域で生活するためには、地域における防災ネットワークづくりを推進して避難場所、避難経路等について、一層の周知を図り、災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることができる体制の整備が必要です。

また、防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進していくことが重要です。

施策項目	内 容
①災害の知識及び対処法についての広報、啓発	地域防災計画の修正や洪水・土砂災害ハザードマップと地震・津波ハザードマップの作成をしています。 災害の知識及び対処法等について、各種防災関連計画等のホームページへの掲載や各種ハザードマップの各家庭への配付等により、防災情報の周知に努めます。
②緊急通報体制の整備、充実	災害時避難行動要支援者名簿や地域生活支援拠点などの運用により、緊急時の障がい者の安全・安心を確保します。
③防犯対策の充実	年金受給日における特殊詐欺被害防止活動を実施しています。 今後も障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図ります。また、障がい者に対する消費者被害防止のため、広報紙での注意喚起や成年後見制度の推進などにより、安全なまちづくりに努めます。これらについて県などから情報提供を受けながら、関係機関（警察、自治会、社会福祉協議会、民生委員、見守りサポーター）と連携して取り組んでいきます。
④災害マニュアルと避難マップの普及	関係機関と連携して、障がい者が災害時に的確に避難時の対応ができるよう、その体制づくりと災害マニュアルの整備を進めます。また、マニュアルや避難マップの普及を図るとともに、精度を高めていきます。
⑤避難場所の確保	災害時に避難所となる学校施設等の公共施設などのバリアフリー化を推進し、障がい者の避難生活にも支障のない避難場所の確保に努めます。

第4章 教育・育成

第1節 療育体制、教育相談・就学指導体制の充実

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子供が共に教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。

また、障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の緊密な連携により、障がい児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めます。

施策項目	内 容
①療育体制の整備、充実	幼児期からの発達に特化した健診や教育相談、通級指導により、早期から子どもの発達に合わせた指導や助言を行うとともに、関係者との情報共有により、子どもの適切な就学先の決定にもつながっています。 今後も障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な療育を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関の連携や情報の共有化を図りながら療育体制を整備します。
②教育相談、就学指導体制の充実	町内には特別支援教育のセンター校があり、特別支援教育について経験豊富な教員が配置され、早期からの就学相談・適切な療育は、個々の教育ニーズに応じた就学先、学習環境の選択につながっています。 今後も日常的な教育相談・就学相談の充実を図り、多様な相談に対応・適切な療育につなげる体制を強化するとともに、本人・保護者の意向を尊重しながら、個々の実態に即した適切な就学指導に努めます。
③学校における相談体制の充実	特別支援コーディネーターの教員を中心に相談に対応しており、専門知識を有しているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにも相談できる体制となっています。 今後も学校においては障がい児担当の教員の配置に努めるとともに、担当教員を中心に障がい児及び保護者からの相談に対応し、特別な支援を要する児童の学校生活の充実を図ります。

第2節 障がい児に対する教育・保育の充実

ノーマライゼーションの観点からいえば、障がいのあるなしにかかわらず、等しく義務教育を受けられるように考えることが大切であり、学校施設の整備の問題や障がい児に対する正しい認識など、障がい児が他の子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていく必要があります。

そのため、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー化を進め、ソフト面では、特別支援教育を充実させるために、教職員の研修会等への参加を促します。

施策項目	内 容
①障がい児保育等の充実	障がい児受入施設と委託契約を締結し、障がい児を保育するための職員加配について財政援助を令和4年度より実施しています。 今後も障がい児が可能な限り保護者の望む保育所や幼稚園に入れるよう、施設定員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、障がい児の発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。
②特別支援教育の充実	特別支援に関する研修会等について、学校に周知し参加を促しています。 今後も教職員の資質向上のため、障がい児担当者研修等の一層の充実を図り、一人ひとりの能力や個性に応じた支援に努めます。障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。
③個別の教育支援計画の策定支援	教育支援委員会で行っている知能検査や検討の内容について、在籍校と情報共有しています。また、在籍が変更になる場合には、障がい児の情報について引き継ぎを行うよう依頼しています。 今後も障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、本人及び保護者をはじめ関係機関や関係者との連携を深め、保育要録及び就学支援ファイルを作成し、発達段階に応じた個別の教育支援計画を立てることにより、障がい児の教育を長期的な視野から継続的に支援します。
④進学相談の充実と就労先の確保	障がい児の卒業後の進路に関して、進学に関する相談支援の充実を図るとともに、障がい児が自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。

⑤地域子ども・子育て支援事業の 充実	令和２年度から子ども家庭総合支援拠点である「こそだて応援ステーションふわふわ」を設置しています。こそだて応援コンシェルジュによるすすく相談や、こども発達相談等の事業を展開し、一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援を行います。
-------------------------------	---

第5章 雇用・就労

第1節 障がい者の雇用の促進

我が国では労働力人口が減少する局面を迎えています。こうしたなかで、障がいのある人がその希望、適性、能力等に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとって有益なだけでなく、障がいのある人自身の生きがいにつながり、生活の質（QOL）の向上に資するものと考えられています。能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ることが期待されます。

青森県内では、法定雇用率を達成している企業の割合が50%台にとどまります。障がい者の就労環境は依然厳しく、働く意欲を持ちながら、受け入れ態勢が整っていない等の理由で雇用されていないという状況もあります。関係機関との連携を図りながら、就労意欲に応じた就労支援体制の整備を図ります。

施策項目	内 容
①法定雇用率の達成指導	法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。
②事業主等への広報、啓発	障がい者の雇用促進のため、民間企業等に対して障がい及び障がい者の正しい理解を促す広報・啓発に努めます。
③各種助成制度の周知と利用促進	ハローワーク等の雇用関係機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の広報・啓発に努めます。障がい者を新たに雇い入れることで、作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障がい者の雇进行を促進します。

第2節 障がい者の職業能力の開発・育成

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠であり、これらは主に、公的な訓練制度により実施されています。

引き続き、障がい者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障がい者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

施策項目	内 容
①職業訓練校などの職業訓練に関する情報提供	障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、「県立障害者訓練校」、「県立高等技術専門学校」、「地域障害者職業センター」などへの入校を支援します。
②職親制度活用の促進	職親制度を普及、推進するため、協力事業所の拡大を図り、障がい者が積極的に制度を活用できるような環境を整備します。

第3節 障害者就労施設等優先調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、野辺地町における障がい者就労施設等からの物品又は役務の調達について、契約の公正、経済性の確保及び適正履行を確保し、かつ適正な予算執行に配慮しつつ、障がい者の雇用に務め企業及び障害福祉サービス事業者等の受注機会を図り、障がい者の雇用及び職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とします。

障がい者就労施設等からの物品等の調達について、積極的に活用してもらえよう、周知や情報提供に努めます。

調達方針：

- ①障がい者就労施設等の提供可能な物品については、情報を共有し、調達の推進に努めるものとする。
- ②イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品及び印刷物並びに清掃業務等の軽作業及びクリーニング等の役務について、障がい者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。
- ③障がい者就労施設等からの物品調達の推進に当たっては、町内中小企業に十分配慮するよう努めるものとする。

第4節 障がい者の就労環境の改善と定着促進

障害者総合支援法では、従来の「就労移行支援」をはじめとした各サービスとともに、新たなサービスとして障がい者の希望やスキルに合う仕事探しを支援する「就労選択支援」が位置付けられました。適性ある職場での就労と定着のため、各種制度の活用を促進しながら、町内・近隣市町村での障がい者雇用の支援体制を充実していくことが求められます。

施策項目	内 容
①労働環境の整備促進	障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。
②ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上	障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて直接支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を促進します。制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。
③職場における障がい者理解の啓発	障がい者雇用促進についてホームページに掲載し、障がいの正しい理解を促す広報・啓発に努めています。 今後も就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、障がい者理解の啓発に努めます。
④関係機関との連携の推進	ハローワーク等との連携を強化し、障がい者の職業的自立を支援します。
⑤雇用環境の整備支援	民間企業等において障がい者を雇用しやすくなるよう、施設・整備の改修等に対する公的支援制度の周知を行います。
⑥就労の援助体制の整備	障がい者の就労を促進するため、公共交通などの移動手段の確保をはじめ、きめ細かい支援体制づくりを推進します。
⑦通所施設での就労移行支援等の推進	通所施設で実施される就労移行支援事業（一般企業への就労を希望する障がい者への支援）の支援を行うとともに、利用促進のための周知を行います。
⑧地域活動支援センターでの就労支援の充実	就労継続支援事業の利用希望者を通所施設や相談支援事業所につなげ、利用を進めています。 今後も一般企業での就労が困難な障がい者の働く場を確保するため、通所施設での就労継続支援事業の実施を支援し、利用促進のための周知を行います。

第6章 保健・医療

第1節 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

障がいの早期発見、早期治療、早期療育体制の充実や予防面での対策を強化するとともに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

生活習慣病（将来起こりうる疾病）を予防するために、若い世代から健康な生活習慣に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚し、健康増進に取り組んでいけるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を通して支援していかなければなりません。

母子保健の分野では、妊娠届出時には保健師等が面接し、妊娠初期の健康管理についての相談や相談機関の紹介を行っています。また、妊娠中期以降の健康状態が良好に保てるよう、妊娠中の生活や留意事項について十分説明し、医療機関や関係機関と連携を図り、ハイリスク者に対しての個別訪問等を実施しています。

このような、妊産婦への訪問指導や、乳幼児健康診査などの母子保健事業は、今後、障がい者対策という観点からもより一層重要性を増してくるものと思われます。精神保健の分野では、精神医療や相談窓口の充実により、疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や完治も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、心の健康の保持、増進の取り組みを支援する体制の充実が求められます。

施策項目	内 容
①母子保健事業の充実	妊婦訪問や新生児訪問などにより保健指導の体制を整えています。乳幼児健診では医療機関等と連携し精密検査の勧奨や早期療育につなげています。 今後も医療機関との連携を図り、妊産婦への保健指導や乳幼児健診等による疾病の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
②生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進	集団・個別で総合健診を実施しており、勤労者と平日受診可能な方やかかりつけ医がある方とのすみ分けや集団健診をスムーズに受診できるよう体制を整備しています。 今後も健診受診率の向上を図るとともに、他保健事業も同様に対象者や内容を見直しながら、健康教育、健康相談等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

施策項目	内 容
③訪問指導（保健指導）の充実	健（検）診結果等をもとに必要な方、全員に訪問指導を実施していきます。
④精神疾患等の予防と早期発見、 早期治療 の推進	保健師が本人や家族の相談内容に応じて保健所や医療機関へ相談を勧めるほか、心の健康づくりに関する健康教育やSOSの出し方教育を実施します。事業の推進にあたり各関係機関との連携強化を図ります。

第2節 医療・リハビリテーションの充実

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障害の予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これに伴って、医師、歯科医師のほか、保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の確保とともに、それぞれの職種の資質向上を図る必要も生じています。

施策項目	内 容
①医療体制の整備	症状や状態に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーションが適切に受けられるよう、医療機関や相談支援事業所などとの連携により、医療・リハビリテーション体制の整備を図ります。 さらに、通院のための移送サービスの充実などに努め、障がい者の受診機会の確保を図ります。
②医療、リハビリに関する相談体制の充実	健康相談日（毎週木曜日）を設定し、電話や来所などの相談に対応し、必要な方は関係機関と連携しながら継続支援を行います。
③医療費の軽減対策の推進	医療費の負担軽減のため、公費負担制度の利用を促進するとともに、適用の拡大を関係機関に要請していきます。

第7章 情報・コミュニケーション

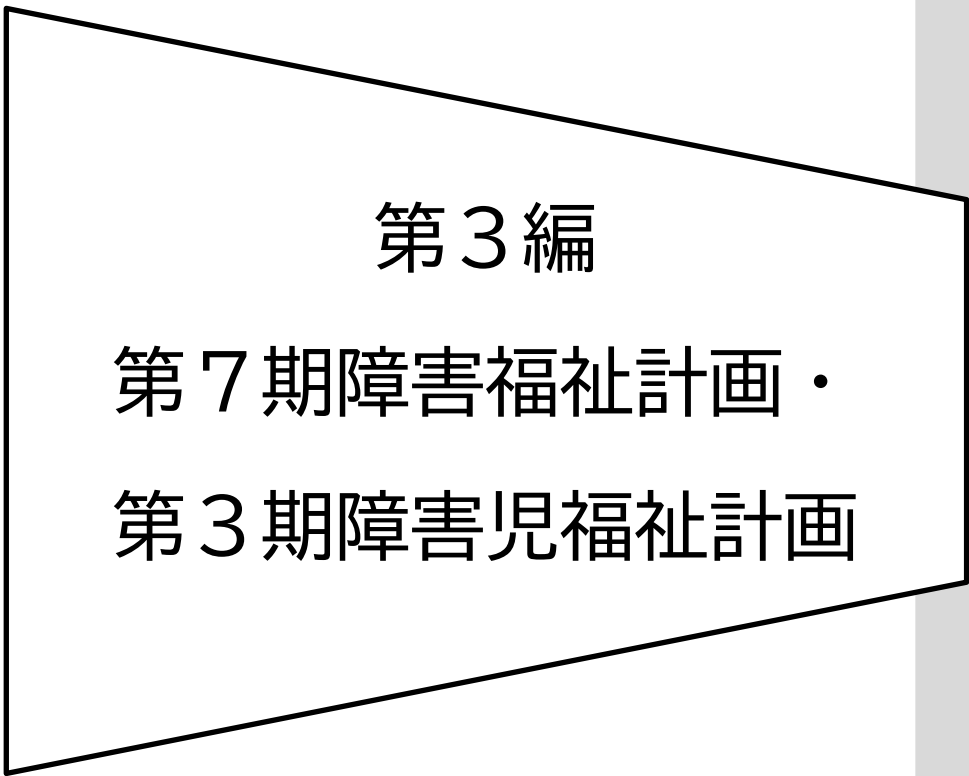
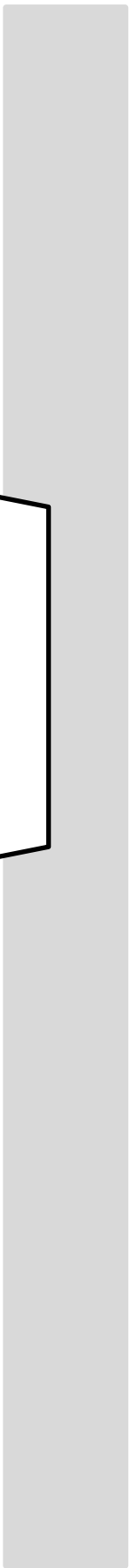
第1節 情報収集・情報提供の充実

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる環境が必要です。特に情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップとなる視覚や聴覚障がいのある人への配慮が重要です。

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、様々な媒体を活用した継続的な情報提供のほか、手話通訳者などによるコミュニケーション支援の充実を図ることが重要です。

情報提供の充実には、有益な情報の収集が不可欠です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

施策項目	内 容
①多様な手段による情報提供の充実	障がい者に関する各種サービスや施設・団体・イベントなどの情報を町民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙やホームページを活用して情報提供の更なる充実を図る。
②コミュニケーション手段の充実	点訳、朗読、手話、要約筆記など、障がい者のニーズに応じたコミュニケーション支援をする。
③情報提供窓口の充実	町民が必要としている情報を提供できるよう、関係機関との連携を強化し、情報提供体制の充実を図ります。



第3編

第7期障害福祉計画・

第3期障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本視点

本計画は、国の基本指針に則り、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援等の円滑な実施と提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込量やその確保のための方策を定める実施計画です。

本計画は、野辺地町障がい者支援計画の基本理念である「すべての人が互いに尊重し合い、心豊かに自立し安心して暮らせるまちづくり ～ ノーマライゼーション・リハビリテーション～」の実現を目指し、次の基本視点を持って各事業の推進を図ります。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現に資する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を整備します。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

最も身近な基礎自治体である野辺地町が実施主体となり、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等を含めた障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実に努めます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備や社会福祉法人等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し基盤整備を進めます。

また、精神に障がいがある人にも対応した地域包括ケアの構築を進め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現を目指します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりと制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮し、健やかな成長を支援するため、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いがある段階から適切な支援やサービスを受けられるよう、子どものライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が協働する一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的にサービスを提供し、様々な事業を実施していくため、専門性を高める研修やハラスメント対策の実施、多職種の連携強化を支援し、業務の効率化及び業務負担の軽減への取り組みを通じた人材の確保と定着を図ります。

7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえながら、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえた支援を実施し、社会参加の促進に取り組んでいきます。

また、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援を行います。

第2章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗

国が示す基本指針等に即し、成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、次のとおり取り組みを進めました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方	
○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行（前回計画の未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。）	
○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減	

項 目	数 値	備 考
令和元年度末時点の入所者数（A）	43 人	
令和5年度末の施設入所者数（B）	40 人	
削減見込（A-B）	【目標値】 1 人	・ 差引減少見込数
	【実績値】 3 人	・ 7.0%削減
地域生活移行者数	【目標値】 3 人	・ 施設入所からグループホームなどへ移行した人の数
	【実績値】 1 人	

〔 進捗状況 〕

- 地域生活への移行に関する意向を、本人からの相談や相談支援専門員からの情報提供により把握して地域生活への移行につなげました。
- 施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」へ本人の自己決定を尊重しながら、移行ニーズや求められる支援などの把握と分析を進めます。
- 相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに努めるとともに、自立支援協議会をはじめとする関係機関とのネットワークの強化を図り、地域での生活を支援する体制を整備します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国が示す基本的な考え方

- 令和５年度における精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を３１６日以上
- 令和５年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）
- 令和５年度末までに、入院後３か月時点の退院率を６９％以上、入院後６か月時点の退院率を８６％以上、入院後１年時点の退院率を９２％以上

項 目	目標値	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	令和３年度 年１回 令和４年度 年１回 令和５年度 年１回	令和３年度 年０回 令和４年度 年０回 令和５年度 年０回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	令和３年度 １６人 令和４年度 １６人 令和５年度 １６人	令和３年度 ０人 令和４年度 ０人 令和５年度 ０人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	令和３年度 年１回 令和４年度 年１回 令和５年度 年１回	令和３年度 年０回 令和４年度 年０回 令和５年度 年０回
精神障がい者の地域移行支援	令和３年度 ０人 令和４年度 ０人 令和５年度 ０人	令和３年度 ０人 令和４年度 １人 令和５年度 ０人
精神障がい者の地域定着支援	令和３年度 ０人 令和４年度 ０人 令和５年度 ０人	令和３年度 ０人 令和４年度 ０人 令和５年度 ０人
精神障がい者の共同生活援助	令和３年度 ８人 令和４年度 ９人 令和５年度 １０人	令和３年度 ８人 令和４年度 ９人 令和５年度 ８人
精神障がい者の自立生活援助	令和３年度 ０人 令和４年度 ０人 令和５年度 ０人	令和３年度 ０人 令和４年度 ０人 令和５年度 ０人

〔進捗状況〕

- 精神障がい者の地域生活への移行について、協議の場を通じて地域の課題を共有するとともに、必要なサービスの利用促進を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備
- 地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討すること

項 目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の確保	1 か所	1 か所
検証及び検討の回数	令和3年度 年1回 令和4年度 年1回 令和5年度 年1回	令和3年度 年0回 令和4年度 年0回 令和5年度 年0回

〔進捗状況〕

- 運用状況の検証及び検討を実施し、必要に応じて今後の体制の見直しを図ります。

4 福祉施設からの一般就労への移行等

■国が示す基本的な考え方

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上
- 就労移行支援事業：1.30倍以上
- 就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- 就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

①一般就労への移行

項 目	目標値	実績値
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	3 人	人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1 人	人
就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数	1 人	人
就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数	1 人	人

②一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

項 目	目標値	実績値
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用の割合	7 割	—
就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所の割合	7 割以上	—

〔 進捗状況 〕

- 福祉施設から一般就労への移行に関する意向を、本人からの相談や相談支援専門員の情報提供により把握して一般就労への移行につなげました。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■国が示す基本的な考え方

- 令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・ 児童発達支援センター：少なくとも 1 か所以上
 - ・ 保育所等訪問支援：利用できる体制を構築
 - ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：1 か所以上
- 令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

項 目	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置	設置の可否を決定	未整備
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築の可否を決定	未整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保の可否を決定	未整備
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で設置	圏域で 1 か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域で配置	配置済

〔 進捗状況 〕

- 未整備の項目については、現状の地域支援体制の状況を踏まえて整備を検討しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和 5 年度までに整備しました。

6 相談支援体制の充実・強化等

■国が示す基本的な考え方

○相談支援体制の充実・強化を推進するため、令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこと

項 目	目標値	実績値
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和3年度 年1件	令和3年度 年0件
	令和4年度 年1件	令和4年度 年0件
	令和5年度 年1件	令和5年度 年0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和3年度 年1件	令和3年度 年0件
	令和4年度 年1件	令和4年度 年0件
	令和5年度 年1件	令和5年度 年0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和3年度 年1回	令和3年度 年0回
	令和4年度 年1回	令和4年度 年0回
	令和5年度 年1回	令和5年度 年0回

〔進捗状況〕

○成果目標としては達成していませんが、現状の相談支援体制で必要とされる支援につなぐことはできています。今後も相談支援体制の状況を踏まえて充実・強化を検討します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	目標値	実績値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	令和3年度 1人	令和3年度 0人
	令和4年度 1人	令和4年度 1人
	令和5年度 1人	令和5年度 1人

〔進捗状況〕

○研修への参加を通じて、主に新たな担当職員の知識の取得を図りました。

第3章 障害福祉サービス等の数値目標

国の基本指針等に基づき、成果目標について直近の状況等を踏まえて令和8年度末における成果目標の見直しを行うとともに、福祉施設の入所者の地域生活への移行及び地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備等について、令和8年度における成果目標を次のとおり設定します。

さらに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、新たに成果目標を設定するとともに、関係機関等と連携しながら整備を行っていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を把握し、地域生活への移行を推進します。

■国の基本指針に定める目標値

1. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
2. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数（A）	41人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	38人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 ・入所者数削減見込（ $C = A - B$ ） ・削減率（ $\text{イ} = C / A \times 100$ ）	3人 7.3%	入所者数に係る差引削減見込数
【目標値】 ・地域生活移行者数（D） ・地域移行率（ $\text{ア} = D / A \times 100$ ）	3人 7.3%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床から退院後に地域の一員として安心して暮らせるよう、共同生活援助及び自立訓練（生活訓練）等の障害福祉サービスの利用につなげます。また、精神障がい者の地域での生活を支援するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設けます。

■国の基本指針に定める目標値

1. 令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。
2. 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
3. 令和8年度末までに、入院後3か月時点の退院率は68.9%以上、入院後6か月時点の退院率は84.5%以上、入院後1年時点の退院率は91.0%以上とすることを目標値として設定する。

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人	8	8	8
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	人	5	5	6

3 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の充実を図ります。

① 地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実

■国の基本指針に定める目標値

1. 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
2. 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1か所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回

② 強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制の充実

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等及び就労定着支援事業を通じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進します。

① 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針に定める目標値

就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。以下については、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

・就労移行支援事業：1.31倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上

・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数合計（A）	3人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の合計数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数（B） 目標値＝B／A	4人 1.33倍	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の合計数

（就労移行支援事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値＝B／A	1人 — 倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の実績	0か所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（D） 目標値＝D／C	0か所 — %	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

(就労継続支援A型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	2人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	3人 1.5倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数

(就労継続支援B型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	1人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	2人 2.0倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数値	備考
令和3年度の利用者数 (A)	1人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者の数
《目標値》 令和8年度末の利用者数 (B) 目標値 = B / A	2人 200%	令和8年度における就労定着支援事業の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の実業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

項目	数値	備考
令和4年度末の就労定着支援事業所の数（A）	0か所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
≪目標値≫ 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数（B） 目標値＝B／A	0か所 — %	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

現状の地域支援体制の状況及び重症心身障がい児のニーズを踏まえて、障がい児の健やかな育成のための発達支援を検討します。

① 障がい児支援の提供体制

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域での設置も可）
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：1か所以上（圏域での確保も可）

項目	数値/ 有無	備考
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1か所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する

② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

項目	有無	備考
目標年度末時点での協議の場	有	各市町村（圏域）に設ける

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2

6 相談支援体制の充実・強化等

現状の相談支援体制で必要とされる支援につなぐことができています。

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

項目	有無	備考
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	無	各市町村に設置（複数市町村による共同設置を含む）する

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	0
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	0	0	0

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	0
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	0
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	1	1	1
	団体	12	12	12
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	0	0	0
	回	0	0	0

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修に参加し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に努めます。

■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	1

第4章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 訪問系サービス

居宅での生活を支援するサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があり、介護給付としてサービスが提供されます。

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔サービスの利用実績と見込量〕

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	273	271	317	342	370	399
	人	19	19	20	20	21	21
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

〔第6期のサービスの利用状況〕

○利用実績のあるサービスは居宅介護であり、利用人数はほぼ横ばいとなっていますが、利用時間数については増加傾向にあります。

〔第7期見込量の設定の考え方〕

○第6期のサービス量実績における変化率の平均を用いてサービス見込量を推

計しました。

〔見込量確保の方策〕

- 訪問系サービスは障がい者等の地域生活を支える基本事業であることから、今後の利用が見込量以上となることも想定されるため、十分なサービスの量を提供できるようサービス見込量に関する情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 利用を見込んでいないサービスについても、利用の相談があった際には、相談支援事業者等と連携し、サービス提供につなげます。

第2節 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）があります。生活介護、療養介護、短期入所は介護給付として、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援は訓練等給付としてサービスが提供されます。

また、新たなサービスとして就労選択支援が創設されました。

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所等を自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて、希望や適性、地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔 サービスの利用実績と見込量 〕

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	968	911	884	840	798	758
	人	48	46	44	42	41	39
	うち強度行動障がい を有する方	人日	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	うち高次脳機能障がい を有する方	人日	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする方	人日	0	2	4	4	4
		人	0	1	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	人日	4	9	7	9	12	16
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	169	163	166	164	163	161
	人	8	9	9	10	10	11
（新設）就労選択支援	人				0	0	0
就労移行支援	人日	0	0	22	0	0	0
	人	0	0	1	0	0	0
就労継続支援（A型）	人日	87	108	91	93	95	97
	人	4	5	5	6	6	7
就労継続支援（B型）	人日	1,461	1,546	1,445	1,431	1,416	1,402
	人	77	80	79	80	81	81
就労定着支援	人	1	0	0	0	0	0
療養介護	人	2	1	2	2	2	2
短期入所（福祉型）	人日	23	43	46	65	91	129
	人	5	3	4	5	5	6
	うち強度行動障がい を有する方	人日	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	うち高次脳機能障がい を有する方	人日	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする方	人日	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
うち強度行動障がい を有する方	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
うち高次脳障がい を有する方	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケアを必 要とする方	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

〔第6期のサービスの利用状況〕

- 生活介護と就労継続支援（B型）が主要なサービスとなっていますが、いずれも令和4年度から令和5年度にかけて利用量は減少しています。短期入所（福祉型）の利用量は増加傾向にありますが、他のサービスは、年度により増減があります。

〔第7期見込量の設定の考え方〕

- 第6期のサービス量実績における変化率の平均を用いてサービス見込量を推計しました。

〔見込量確保の方策〕

- 今後も生活介護と就労継続支援（B型）については多くの利用者が見込まれ、また、就労継続支援（A型）と短期入所（福祉型）については利用の増加が見込まれますが、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者により十分なサービス提供ができる見込です。
- 利用を見込んでいないサービスについても、利用の相談があった際には、相談支援事業者等と連携し、サービス提供につなげます。

第3節 居住系サービス

住まいの場を提供する居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。施設入所支援は介護給付として、自立生活援助、共同生活援助は訓練等給付としてサービスが提供されます。

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活の支援を行います。

〔サービスの利用実績と見込量〕

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	20	24	23	25	26	28
うち強度行動障がい を有する方	人	0	0	0	0	0	0
うち高次脳機能障がい を有する方	人	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケアを必要 とする方	人	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人	42	41	40	39	38	38

〔第6期のサービスの利用状況〕

○自立生活援助の利用実績はなく、共同生活援助と施設入所支援の利用人数はほぼ横ばいとなっています。

〔第7期見込量の設定の考え方〕

○第6期のサービス量実績における変化率の平均を用いてサービス見込量を推計しました。

〔見込量確保の方策〕

○今後も共同生活援助については施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行が見込まれ、また、施設入所支援については障がい者の重度化・高齢化により利用が見込まれることから、引き続き相談支援事業者等と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

- 利用を見込んでいないサービスについても、利用の相談があった際には、相談支援事業者等と連携し、サービス提供につなげます。

第4節 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、サービス等利用計画の作成及び見直しを行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者について、住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する人に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談等の必要な支援を行います。

〔サービスの利用実績と見込量〕

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	41	40	33	30	27	24
地域移行支援	人	0	1	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

〔第6期のサービスの利用状況〕

- 計画相談支援の利用は減少傾向にあります。地域移行支援は、令和4年度にのみ利用実績がありました。地域定着支援の利用実績はありません。

〔第7期見込量の設定の考え方〕

- 第6期のサービス量実績における変化率の平均を用いてサービス見込量を推計しました。

〔見込量確保の方策〕

- 計画相談支援については利用の減少が見込まれますが、今後も相談支援事業者と連携し、障害福祉サービスの適切な利用を促進し、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築に努めます。
- 利用を見込んでいないサービスについても、利用の相談があった際には、相談支援事業者等と連携し、サービス提供につなげます。

第5章 障害児通所支援等の見込量

第1節 障害児通所支援等

障がい児を支援するサービスには、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の障害児通所支援及び障害児相談支援があります。

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。

〔サービスの利用実績と見込量〕

種類	単位 (月)	第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	41	43	44	45	47	48
	人	2	3	3	4	4	5
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	296	330	301	304	307	310
	人	21	23	22	23	23	24
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	3	3	8	13	21	35

※人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

〔 第2期のサービスの利用状況 〕

- 利用実績のあるサービスは児童発達支援と放課後等デイサービスであり、年度により増減があります。

〔 第3期見込量の設定の考え方 〕

- 第2期のサービス量実績における変化率の平均を用いてサービス見込量を推計しました。

〔 見込量確保の方策 〕

- 今後も児童発達支援と放課後等デイサービスについては多くの利用が見込まれることから、引き続き相談支援事業者等と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 利用を見込んでいないサービスについても、利用の相談があった際には、相談支援事業者等と連携し、サービス提供につなげます。

第6章 発達障がい者等に対する支援

第1節 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要です。地域の実情に応じて、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の構築と、それらの支援プログラム等の実施者の計画的な養成について検討します。

事業項目	事業内容
ペアレントトレーニング	保護者などがロールプレイや宿題を通じて子どもへの肯定的な働きかけなどを学ぶことによって、保護者などの心理的なストレスの改善や子どもの適切な行動などを促す方法です。
ペアレントプログラム	保護者が自分自身や子どもについて行動の面から把握することで、認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいを持つ子どもを育てた経験のある保護者が、自身の育児経験を活かして、同じ悩みを抱える保護者などに対して相談や情報提供を行う活動です。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、その体験によって生ずる感情を共有することで安心感や自己肯定感を得る活動です。

第7章 地域生活支援事業の見込量

第1節 必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活や社会生活を営むうえで直面する福祉に関する様々な問題を解決するために、障がい者等への理解を深めるための研修事業や、パンフレット、ホームページの作成等を通じた普及・啓発を行う事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	無	有	有	有

〔見込量確保の方策〕

○広報活動を主に実施しており、今後も現状の実施体制を継続します。

2 自発的活動支援事業

障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

〔見込量確保の方策〕

○障がい者等を含めた地域における災害対策活動の支援を主に実施します。

3 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置

することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。

住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言をする事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施か所数	2	2	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

〔見込量確保の方策〕

- 相談支援事業については、今後も現状の相談支援体制を継続します。
- 住宅入居等支援事業については、住民支援のための関係機関によるサポート体制の調整を主に実施します。

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	2	3	3	3	3

〔見込量確保の方策〕

- 町が直営で実施しており、今後も現状の実施体制を継続します。

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

〔見込量確保の方策〕

○圏域で整備している権利擁護支援センターで実施します。

6 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を支援する事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0	0	0	0

〔見込量確保の方策〕

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業については業務委託で実施しており、手話通訳者設置事業は手話通訳者派遣事業で対応しています。今後も現状の実施体制を継続します。

7 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数	0	3	2	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	2	1	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数	1	1	3	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	1	2	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数	317	300	295	283	272	261
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	0	0	2	1	1	1

〔見込量確保の方策〕

○町が直営で実施しており、今後も現状の実施体制を継続します。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	0	0	0	0	0	0

〔見込量確保の方策〕

○養成研修の開催を周知しており、今後も現状の実施体制を継続します。

9 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	9	7	7	6	5	5
	延利用時間数	538	527	527	522	517	511

〔見込量確保の方策〕

○業務委託で実施しており、今後も現状の実施体制を継続します。

10 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がい者等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。

このうち、基礎的事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等を行う事業で、機能強化事業は、相談機能、機能訓練等を行う事業です。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援センター機能強化事業	実施か所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0

〔見込量確保の方策〕

○事業の実施はありませんが、ニーズに応じて実施を検討します。

第2節 任意事業

町の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施しています。

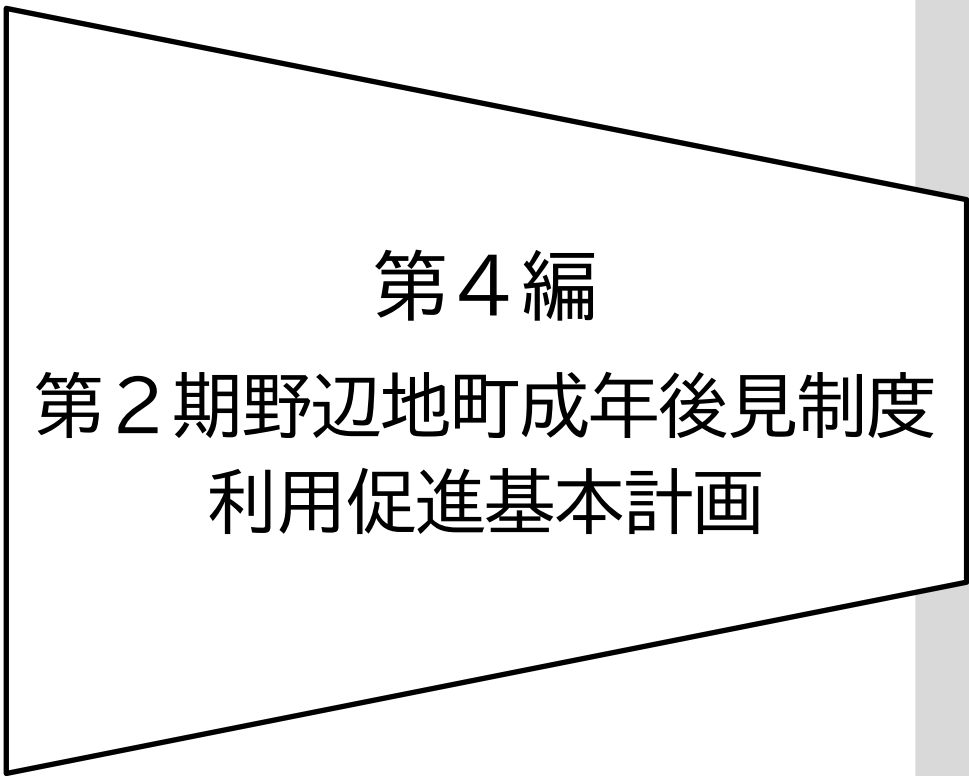
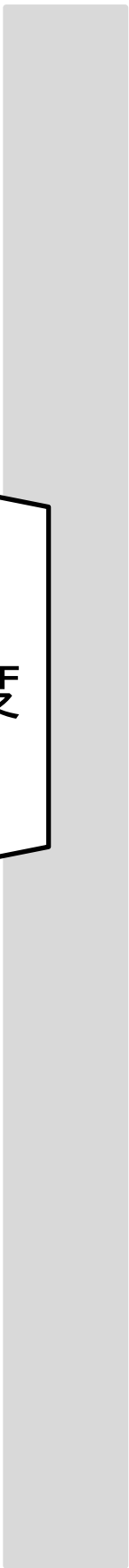
事業名	事業内容
福祉ホームの運営	現に居住を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託	知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
更生訓練費給付	更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

〔事業の利用実績と見込量〕

事業	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営	実施か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	3	3	3	3	3	3
訪問入浴サービス	実利用者数	1	1	2	2	2	2
	延利用回数	91	77	110	121	133	146
日中一時支援	実利用者数	2	3	4	3	3	3
	延利用回数	30	19	77	42	42	42
知的障害者職親委託	実利用者数	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許取得・改造助成	実利用者数	0	0	2	1	1	1
更生訓練費給付	実利用者数	0	0	0	0	0	0

〔見込量確保の方策〕

○訪問入浴サービスと日中一時支援については、業務委託で実施しており、今後も現状の実施体制を継続します。



第4編

第2期野辺地町成年後見制度 利用促進基本計画

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成28（2016）年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成29（2017）年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。市町村は国基本計画を勘案して、おおむね5年間の間に、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなり、当町では町の責務として成年後見制度の利用促進に向けて計画的に推進していくために、令和3（2021）年3月に「野辺地町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

上記計画が、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの計画期間満了を迎えることから、「第2期野辺地町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

第2節 計画の根拠

本計画は、法第14条（市町村の講ずる措置）及び条例第7条（計画の策定）に基づき、当町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるためのものです。

計画策定にあたっては、野辺地町地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、野辺地町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、野辺地町障害者計画及び野辺地町障害福祉計画との整合を図るものとします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

第4節 これまでの取組と主な実績

当町含む1市5町1村が広域で連携し、令和3年度に中核機関^{※1}となる三沢・上北広域権利擁護支援センターを設置し、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度が利用しやすくなるように野辺地町成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立を行う親族がいない等の町長による申立手続きのほか、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）

※¹ 中核機関：地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携、対応強化の推進役としての役割を担う。

へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成してきました。

■ 相談件数（認知症、知的障がい者、精神障がい者を含む）

単位：件

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
相談件数	2	1	4	6	31	9
町長申立数	0	0	3	1	4	2

※2023（R5）年度は10月時点とする。

■ 町長申立について

相談理由	・身寄りがないため医療機関や施設の利用契約が難しい。 ・親族が高齢であり、審判申立手続きができない。 ・同居家族が精神疾患等で判断能力が不十分で親族による申立が見込めない。
相談者又は相談機関	・親族 ・医療機関 ・介護・障がいサービス利用事業所 ・福祉事務所

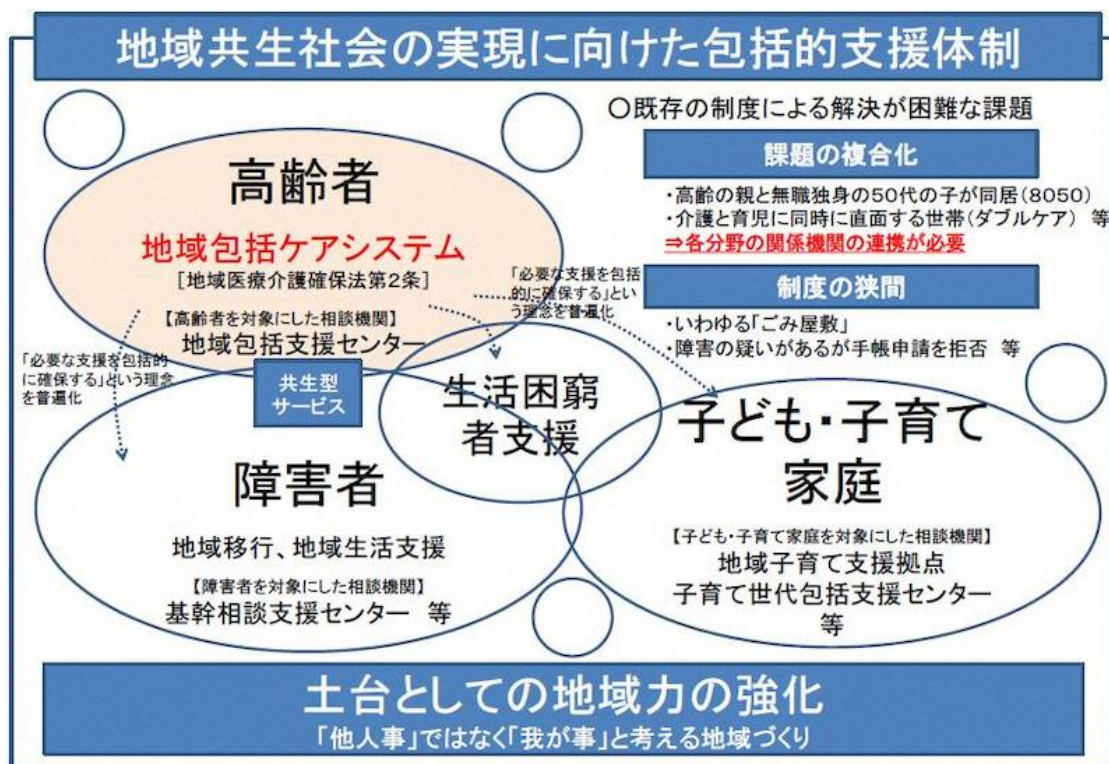
第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

当町では、高齢者や障がい者等の全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めています。誰もが「自立した生活」と「尊厳の保持」が実現できる地域を目指すために、地域における共生意識の醸成に努め、多様な主体の活動によるケア、多職種連携・多分野との協働を推進します。

また、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあること等により判断能力が不十分な人の権利を守り、これからも安心して暮らしていけるよう関係機関との連携の強化を図り、包括的支援体制（地域包括ケアシステム）の一環として、成年後見制度の利用を促進し、町民の権利擁護を支援していきます。

■ 地域共生型地域包括支援体制のイメージ図



出典：厚生労働省「地域共生社会」の実現に向けて

第2節 基本目標

国基本計画を踏まえて、誰もが住み慣れた地域で、本人らしい生活の継続が出来、地域社会に参加できるよう、本計画は次の3つの基本目標を定めて取組を進

めていきます。

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

地域連携ネットワークの整備により、虐待や不適切な財産管理等、権利擁護に関する支援の必要な人の発見・支援に努め、成年後見制度の広報、相談、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進、不正防止を図ります。

基本目標2 成年後見制度の普及促進

広報紙等による情報発信や講習会等の開催の実施、また、成年後見制度利用支援事業による支援を継続して行い、成年後見制度の普及促進を図ります。

基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

市民後見人の育成・支援と法人後見実施団体の確保に努めます。

■ 地域共生社会実現のイメージ図



出典：厚生労働省第二期成年後見制度利用促進基本計画

第3章 実現に向けた取組

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

第1節 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障がい者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

1. 地域連携ネットワークの3つの役割

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心した生活が続けるためには判断能力の低下に関わらず早期の段階からの支援が有効であり、成年後見制度の利用について町民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする多職種による支援体制を構築します。

2. 地域連携ネットワークの組織体制

地域連携ネットワークは、次の2つの基本的仕組みを組み合わせることで構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支えるチーム

地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

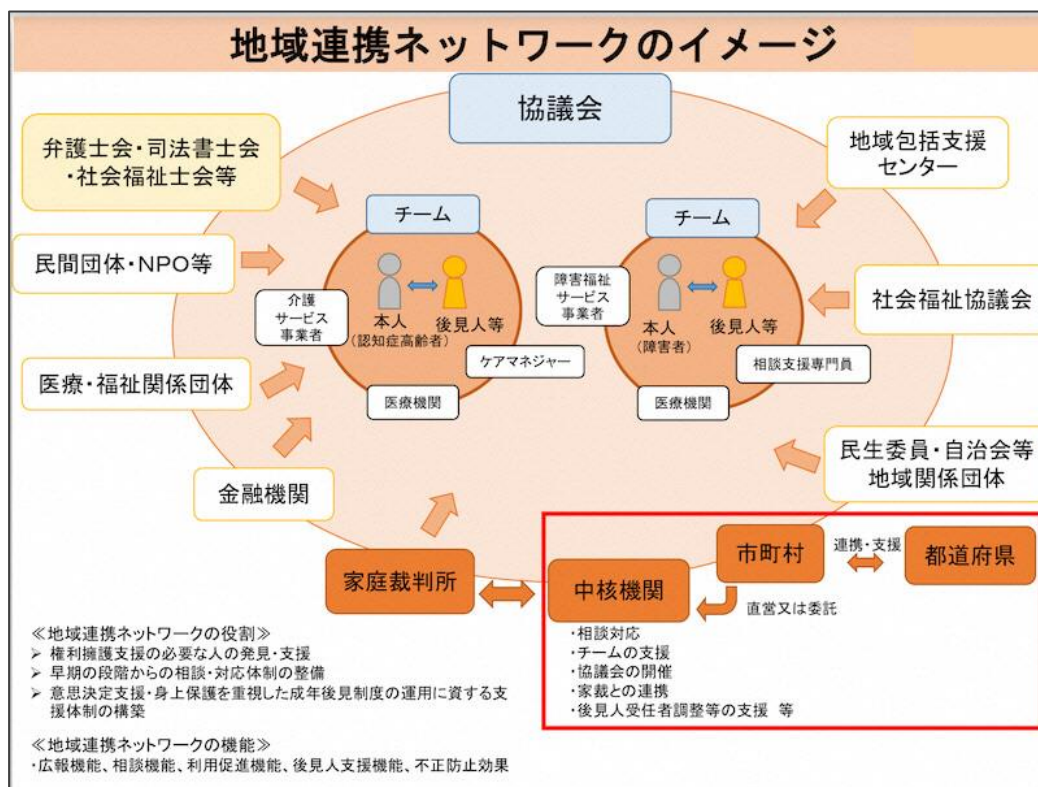
権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後にはこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、権利擁護支援を

行います。

② チームを支援する協議会

成年後見制度に関する相談への対応や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する「協議会」を設置し、チームをバックアップする体制整備を図ります。

■ 当町における地域連携ネットワークのイメージ図



出典：厚生労働省成年後見制度利用促進基本計画について

第2節 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能については、既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源を十分活用しながら、当町の特性に応じて柔軟に実施、整備を進めていきます。

また、地域連携ネットワークの普及による不正防止効果を図ります。

1. 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を

共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることをできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

2. 相談機能

三沢・上北広域権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談支援や、成年後見制度の利用が必要な方に対して関係機関等と連携し、手続きの説明や申立ての支援を行います。

3. 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用促進のため、受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行に取り組めます。日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、後見等が必要と認められるケースについては、成年後見制度への円滑な移行等を進めていきます。

4. 後見人支援機能

親族後見人^{※2}や市民後見人^{※3}の相談に応じるとともに、必要に応じて支援できる体制の整備を図ります。

5. 不正防止効果

町民、金融機関、民間事業者等を含む地域連携ネットワークへ制度の理解を促し、普及することにより、後見人による財産の使い込み等不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

基本目標2 成年後見制度の普及促進

成年後見制度の普及促進のため、制度の周知啓発が図られるよう、広報紙、パンフレット等^{※4}、ホームページでの情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、町民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。その際には、後見類型

※² 親族後見人：家庭裁判所が成年後見人等として選任した親族。

※³ 市民後見人：専門職や親族以外の住民による後見人のこと。

※⁴ パンフレット等：成年後見制度のしおり、在宅医療・介護ガイドマップ「認知症ケアパス」等

だけではなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用や成年後見制度に関連した制度等の利用も念頭においた周知啓発を図ります。

また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であり、身近に申し立てる親族がいない、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない人に対しては、成年後見制度利用支援事業により、引き続き申立ての支援や助成等を実施します。

基本目標3 成年後見制度の普及促進

身寄りのない高齢者や親なき後の障がい者、親族と疎遠な人の増加により親族以外の第三者による成年後見人等の需要が増加しています。現在、成年後見人等は、親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任していますが、地域の専門職の人数にも限りがあり、今後は、高齢化等の進展により成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、成年後見人等を担う人の数は十分ではありません。

当町では、こうした課題に対して中核機関と地域連携ネットワークが連携し、市民後見人の育成及び市民後見人受任後の継続的な支援に取り組んでいきます。

また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

■ 成年後見制度利用推進の目標指数

具体的な取組	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
Ⅰ 地域連携ネットワーク構築に関する取組				
中核機関の設置・運営等	0か所	1か所	1か所	1か所
Ⅱ 市民後見人等の育成に関する取組				
市民後見人養成研修の開催	1回	0回	1回	0回
市民後見人登録者数	0人	1人	2人	3人
市民後見人フォロー研修開催回数	0回	1回	0回	1回
Ⅲ 成年後見制度の利用に関する取組				
成年後見制度に関する普及・啓発方法の拡大	健康教育	健康教育	健康教育	健康教育
成年後見人に関する相談件数	9件	20件	25件	30件
町長申立て件数	2件	3件	4件	5件
成年後見制度利用に要する費用の助成	4件	5件	6件	7件

資料編

1 野辺地町障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第一条 野辺地町に居住する障害者の自立した日常生活や社会生活を可能とするため、地域障害者福祉の連携強化と必要な障害福祉サービスのネットワークの構築を図り、より良い福祉サービス支援を協議することを目的として野辺地町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第二条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害者基本法に基づく障害者基本計画の策定に関すること。
- 二 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画に関すること。
- 三 障害者福祉サービスの現状と情報の収集に関すること。
- 四 障害者の保健・福祉サービスのネットワークの形成に関すること。
- 五 その他、障害者の生活支援の推進等に関すること。

(協議会の委員及び任期)

第三条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、野辺地町包括ケア会議設置要綱（平成十四年野辺地町告示第六十四号。以下「包括ケア会議設置要綱」という。）第九条の第二項に規定する構成員をもって充てる。

2 委員の任期は包括ケア会議設置要綱第四条第二項の期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、包括ケア会議設置要綱第九条第3項の規定に基づく障害者福祉対策部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

3 会長の職務は次のとおりとする。

- 一 協議会を総理する。
- 二 必要に応じて協議会を招集する。
- 三 協議会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に出席を求め、説明を求めることができる。

(事務局)

第六条 この協議会の事務局は、障害者福祉業務を所轄する課に設置し、庶務を行う。

(細則)

第七条 この要綱の施行に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

野辺地町障がい者支援計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月 発行

発 行 野辺地町

編 集 野辺地町介護・福祉課

〒039-3164 青森県上北郡野辺地町字前田5番地2

TEL: 0175-65-1777(代)

FAX: 0175-64-8518